

群馬県の廃棄物

(廃棄物・リサイクル課業務概要)

令和3年度版

令和5年10月

群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課

目次

第1章 概要 -----	7
第1節 一般廃棄物 -----	8
1 し尿処理の状況 -----	8
(1) し尿の排出量及び処理-----	8
[表-1-1 し尿排出量の状況]-----	8
[表-1-2 水洗化の状況]-----	8
[図-1-1 し尿の処理状況]-----	9
[図-1-2 計画収集し尿処理の推移]-----	10
(2) し尿処理施設の整備状況-----	10
[表-1-3 し尿処理施設数]-----	10
(3) し尿処理経費の状況-----	11
[図-1-3 し尿処理経費の状況]-----	11
2 ごみ処理の状況 -----	12
(1) ごみの排出量及び処理-----	12
[表-1-4 ごみの排出量の状況]-----	12
[図-1-4 計画収集ごみ内訳]-----	12
[表-1-5 容器包装リサイクル法による収集量の状況]-----	13
[図-1-5 ごみ収集の状況]-----	13
[図-1-6 ごみ処理の状況]-----	14
[表-1-6 ごみ処理量、内容の推移]-----	15
[図-1-7 ごみ処理量、内容の推移]-----	15
[図-1-8 最終処分量の推移]-----	16
(2) ごみの資源化の状況-----	17
[図-1-9 収集ごみからの資源化の状況]-----	17
[図-1-10 集団回収による資源化の状況]-----	17
[表-1-7 ごみの分別収集状況]-----	17
(3) ごみ処理施設の整備状況-----	18
[図-1-11 ごみ処理施設整備の推移]-----	18
(4) ごみ処理経費の状況-----	18
[図-1-12 ごみ処理経費の状況]-----	18
(5) 災害廃棄物の排出量及び処理-----	19
[表-1-8 災害廃棄物排出量等の状況]-----	19
(6) 災害廃棄物処理経費の状況-----	19
[図-1-13 災害廃棄物処理経費の状況]-----	19
(7) 指定廃棄物の処理-----	20

第2節 産業廃棄物	21
1 処理の状況	21
(1) 発生量及び処理状況（平成29年度）	21
[図-1-1 平成29年度産業廃棄物発生・処理の総括フロー]	21
(2) 処理業者による処理状況（平成29年度）	22
[図-1-2 平成29年度産業廃棄物処理実績報告書の集計結果概要]	22
2 収集運搬業者の実績について	23
(1) 県内の排出事業者が収集運搬業者に処理を委託した産業廃棄物量	23
[表-1-1 平成29年度に収集運搬業者に委託された産業廃棄物量]	23
[表-1-2 収集運搬業者による県内産業廃棄物の取扱量の推移]	24
[図-1-3 収集運搬業者による処理実績の推移]	24
3 処分業者の実績について	25
(1) 埋立処分	25
[表-1-3 令和3年度に許可業者が管理する県内の最終処分場に埋め立てられた産業廃棄物量]	25
(2) 中間処理	26
[表-1-4 令和3年度に許可業者が管理する県内の中間処理施設に搬入された産業廃棄物量]	26
[図-1-4 産業廃棄物処理業者による最終処分量の推移]	27
[図-1-5 産業廃棄物処理業者による中間処理量の推移]	27
4 施設の状況	28
[表-1-5 令和3年度における設置（変更）許可施設数]	28
[表-1-6 令和3年度末における産業廃棄物処理施設数]	29
5 産業廃棄物最終処分場の残容量の年度別推移	30
[表-1-7 産業廃棄物最終処分場の残容量の年度別推移]	30
6 排出事業者への指導	30
(1) 情報基盤整備事業	30
(2) PCB廃棄物	30
[表-1-8 PCB廃棄物の保管届出状況]	30
(3) PCB廃棄物保管事業者等への指導（令和3年度）	31
7 産業廃棄物処理業者への指導	31
(1) 許可業者数	31
[表-1-9 産業廃棄物処理業者数の年度別推移]	31
(2) 許可件数	32
[表-1-10 令和3年度における産業廃棄物処理業許可件数]	32
(3) 立入検査	32
[表-1-11 令和3年度における立入検査の実施状況]	32

(4) 産業廃棄物処理業者団体の活動への支援	3 2
8 不適正処理対策	3 3
(1) 不法投棄等不適正処理の状況	3 3
[表－1－12 新たに認知した不法投棄の推移]	3 3
[表－1－13 不法投棄された廃棄物の種類]	3 3
[表－1－14 新たに認知した不適正処理の推移]	3 4
[表－1－15 不適正処理の種類]	3 4
(2) 不法投棄等不適正処理対策	3 4
9 土砂埋立ての適正化	3 6
(1) 「群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例」による規制	3 6
(2) 主な規制の内容	3 6
[表－1－16 特定事業の許可状況]	3 7
(3) 市町村との連携	3 7
[表－1－17 土砂条例を制定している市町村]	3 7
10 処理施設の確保	3 8
(1) 産業廃棄物処理施設整備資金融資制度（令和3年度）	3 8
(2) 最終処分場モデル研究事業	3 8
第3節 減量化、リサイクル	4 1
1 減量化・リサイクルの状況	4 1
[表－1－1 産業廃棄物減量化・再生利用状況]	4 1
[表－1－2 収集ごみからの資源化・集団回収による資源化の状況]	4 2
2 自動車リサイクルの状況	4 4
(1) 使用済自動車の引取台数の状況	4 4
[表－1－3 使用済自動車の引取台数]	4 4
(2) 登録、許可業者数（令和3年度末現在）	4 4
[表－1－4 登録、許可業者数]	4 4
(3) 自動車リサイクル法関連事業者への指導（令和3年度）	4 4
[表－1－5 自動車リサイクル法関連事業者の立入検査実施数]	4 4
(4) 遅延報告状況	4 4
[図－1－1 遅延報告状況]	4 5
3 家電リサイクルの状況	4 6
(1) 引取の状況	4 6
[表－1－6 家電4品目引取台数推移]	4 6
4 小型家電リサイクルの状況	4 6
(1) 実施状況	4 6

第 2 章 関係資料 -----	4 7
第 1 節 一般廃棄物関係 -----	4 8
1 し尿処理関係-----	4 8
[表-2-1 し尿処理の状況 (令和 3 年度)] -----	4 8
[表-2-2 し尿処理施設の状況 (令和 3 年度)] -----	5 0
[表-2-3 し尿処理経費の状況 (令和 3 年度)] -----	5 2
[表-2-4 コミュニティ・プラントの状況 (令和 3 年度)] -----	5 4
[表-2-5 浄化槽設置数] -----	5 5
[表-2-6 浄化槽法定検査の状況] -----	5 7
[図-2-1 県内の浄化槽設置基数の推移] -----	5 9
[図-2-2 県内の第 11 条検査受検率の推移] -----	5 9
[表-2-7 浄化槽保守点検業者の登録状況] -----	5 9
2 ごみ処理関係-----	6 0
[表-2-8 ごみ処理の状況 (令和 3 年度)] -----	6 0
[表-2-9 ごみ焼却施設の状況 (令和 3 年度)] -----	6 2
[表-2-10 粗大ごみ処理施設の状況 (令和 3 年度)] -----	6 4
[表-2-11 資源化等施設 (粗大ごみ処理施設以外) の状況 (令和 3 年度)] -	6 4
[表-2-12 堆肥化施設の状況 (令和 3 年度)] -----	6 4
[表-2-13 ごみ燃料化 (R D F) 施設の状況 (令和 3 年度)] -----	6 4
[表-2-14 一般廃棄物最終処分場の状況 (令和 3 年度)] -----	6 6
[表-2-15 ごみ処理経費の状況 (令和 3 年度)] -----	6 8
3 令和 3 年 一般廃棄物処理施設整備費等 国庫補助金等の状況 -----	7 0
[表-2-16 令和 3 年度循環型社会形成推進交付金事業実績 (廃棄物処理施設)] -----	7 1
[表-2-17 令和 3 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金事業実績 (廃棄物処理施設)] -----	7 3
4 指定廃棄物の処理の状況 -----	7 4
[表-2-18 群馬県における指定廃棄物処理の状況] -----	7 4
第 2 節 産業廃棄物関係 -----	7 5
1 産業廃棄物処理業者による処理状況 -----	7 5
[図-2-3 県内産業廃棄物の収集運搬量の種類別構成比 (平成 29 年度)] -	7 5
[図-2-4 県内処分量の推移 (最終処分量と中間処理量の比較)] -----	7 6
[図-2-5 県内搬入量及び県外搬出量の推移] -----	7 6
[表-2-19 県内最終処分業者の処分状況 (令和 3 年度)] -----	7 7
[表-2-20 県内中間処理業者の処分状況 (令和 3 年度)] -----	7 8
[表-2-21 県内発生産業廃棄物の搬出状況 (平成 29 年度、収集運搬業実績報告書を基に作成)] -----	8 0

[表－2－22 県内発生産業廃棄物の搬出状況（令和2年度、廃棄物の広域移動 量調査結果を基に作成）]	8 2
2 産業廃棄物処理施設整備資金融資	8 3
[表－2－23 産業廃棄物処理施設整備資金融資実績]	8 3
参考 組織及び主な分掌事務（令和4年度）	8 4

※ 端数処理の都合上、図表中の各項目の合計値と計欄等の数値が一致しない場合があります。

第 1 章 概 要

第1節 一般廃棄物

1 し尿処理の状況

(1) し尿の排出量及び処理

ア し尿の排出量

令和3年度中に排出されたし尿は 119 万キロリットルで、県民1人1日当たり排出量で見ると 1.68 リットルである。

[表-1-1 し尿排出量の状況]

区分 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総排出量 (千キロリットル)	1,336	1,329	1,258	1,249	1,194
1人1日当たり 排出量 (リットル)	1.84	1.84	1.75	1.75	1.68
(参考)全国の1人1日 当たり排出量 (リットル)	2.54	2.63	2.68	2.71	2.81

注 平成24年度からは総人口に外国人人口を含んでいる。

イ 水洗化人口

水洗化人口は、前年度より約5千人減少して 186万7千人(全人口の95.8%)で、その内訳は、浄化槽人口 78万1千人(40.1%)、下水道人口 97万人(49.8%)、コミュニティ・プラント人口 2万人(1.0%)となっている。

令和3年度の処理人口を平成29年度と比較すると、浄化槽人口は 13%減、コミュニティ・プラント人口は 17%減、下水道人口は 増減なしとなっている。

なお、令和2年度までの「浄化槽人口」には、集落排水施設等人口を含んでいる。

[表-1-2 水洗化の状況]

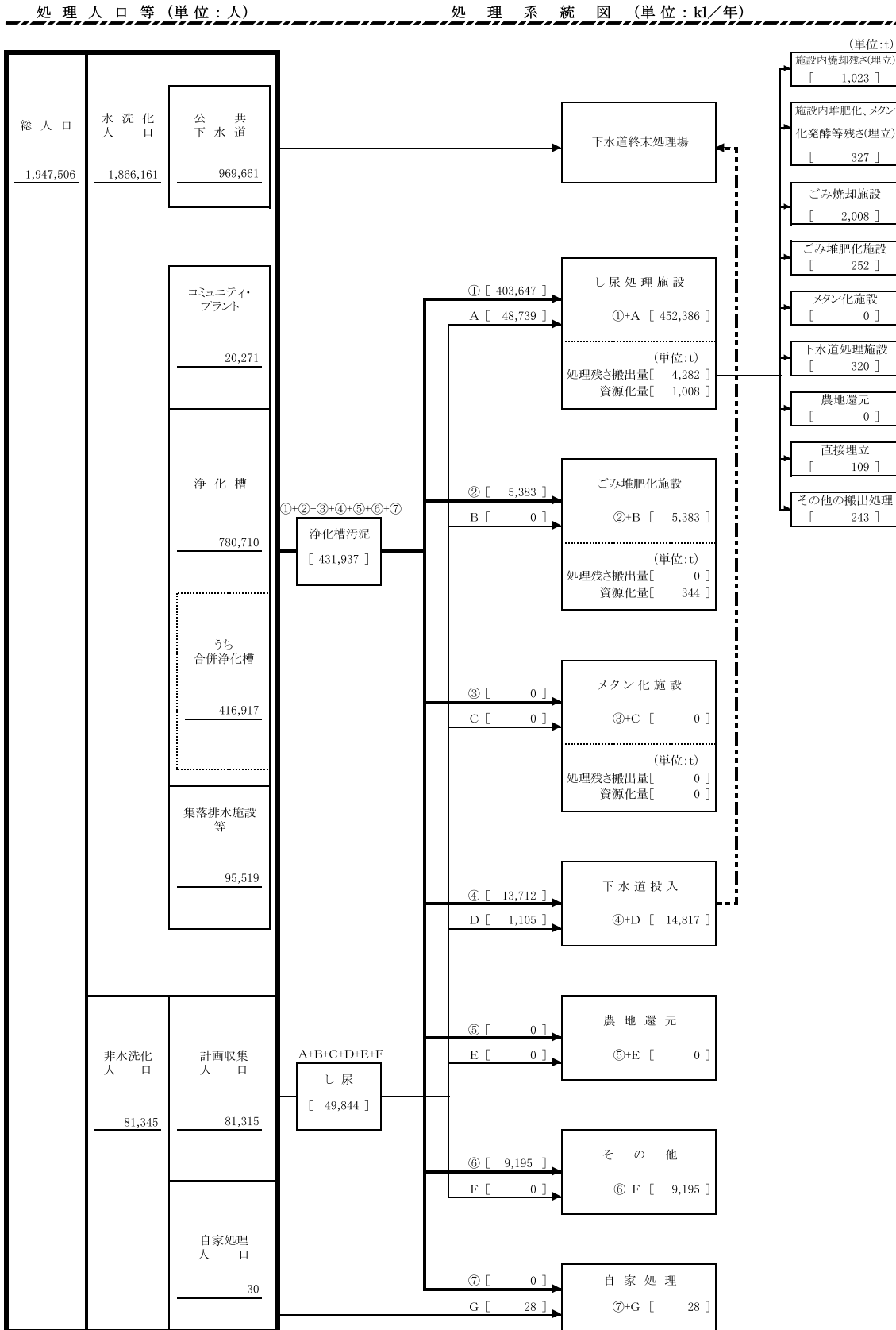
区分 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
浄化槽人口 (千人)	899 (100)	904 (101)	881 (98)	872 (97)	781 (87)
コミュニティ・プラント人口 (千人)	24 (100)	24 (100)	23 (96)	23 (96)	20 (83)
下水道人口 (千人)	970 (100)	963 (99)	975 (101)	977 (101)	970 (100)
集落排水施設等人口 (千人)	—	—	—	—	96 (—)
水洗化人口 (千人)	1,892 (100)	1,891 (100)	1,879 (99)	1,872 (99)	1,867 (99)
水洗化率	95.0%	95.3%	95.3%	95.5%	95.8%
(参考) 全国の水洗化率	94.8%	95.2%	95.4%	95.6%	95.9%

注 ()内は、平成29年度の数値を100とした場合の増減率を示す。

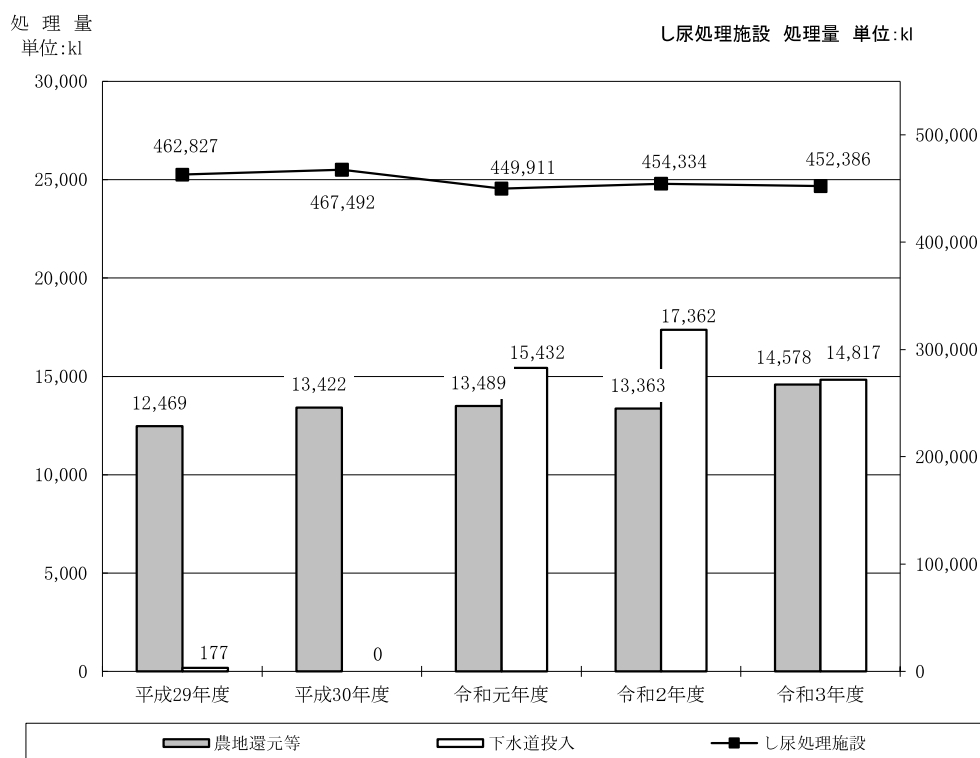
ウ し尿処理施設

令和3年度におけるし尿の処理状況は、図-1-1のとおりである。

[図-1-1 し尿の処理状況]



[図-1-2 計画収集し尿処理の推移]



県内で排出されたし尿のうち49.8%は公共下水道によって処理され、50.2%（浄化槽汚泥を含む。）は計画収集されている。

計画収集されたし尿及び浄化槽汚泥のうち、し尿処理施設による処理量は452,386キロリットル、し尿処理施設以外の廃棄物処理施設による処理量は14,578キロリットル、下水道投入は14,817キロリットルである。

(2) し尿処理施設の整備状況

ア 令和3年度末現在の県内のし尿処理施設数（休止中を含む。）は表-1-3のとおりである。

[表-1-3 し尿処理施設数]

し尿処理施設	コミュニティ・プラント	浄化槽
20施設	16施設	305,653 (143,689)

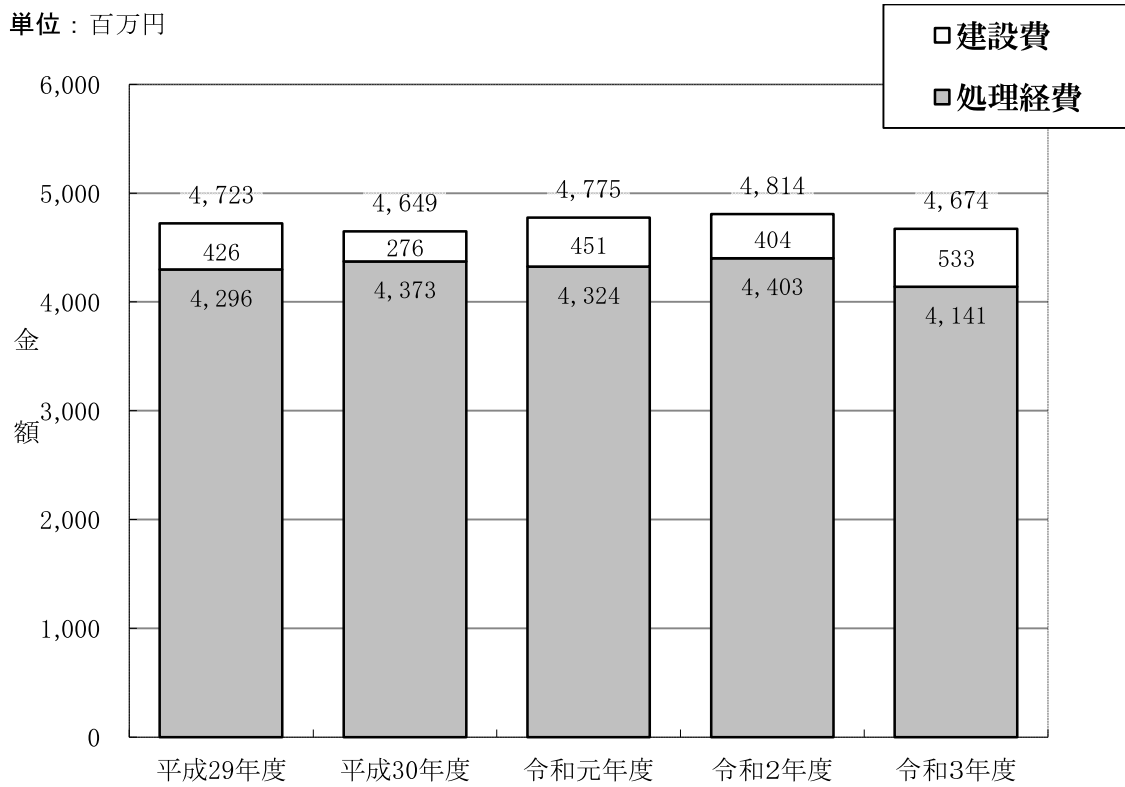
注 浄化槽欄の()内は、合併処理浄化槽の数で、内数である。

(3) し尿処理経費の状況

令和3年度にし尿処理に要した経費は、総額46億7,395万円、建設費を除いた処理経費は41億4,101万円であり、し尿1キロリットル当たりの処理経費（建設費除く。）は8,595円である。

平成29年度から令和3年度までの処理経費の状況は、図-1-3のとおりである。

[図-1-3 し尿処理経費の状況]



2 ごみ処理の状況

(1) ごみの排出量及び処理

ア 令和3年度中に排出されたごみの総量は 687,877 トンで、県民1人1日当たりのごみの排出量は968グラムである。

なお、容器包装リサイクル法に基づき資源として排出された「容器包装廃棄物」の量は 33,851 トンであり、これを除くと総排出量は 654,026 トンで、県民1人1日当たりのごみ排出量は920グラムとなる。

また、ごみ回収ステーションへ県民が、排出しているごみの量の指標となる、1人1日当たりの生活系収集可燃ごみの量は、570グラムである。

平成29年度から令和3年度のごみの排出量の状況は、表-1-4のとおりである。

[表-1-4 ごみの排出量の状況]

区分	年度				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総排出量 (千トン)	717 (100)	714 (100)	714 (100)	708 (99)	688 (96)
1人1日当たり 排出量 (グラム)	986 (100)	986 (100)	989 (100)	990 (100)	968 (98)
1人1日当たり生活系 収集可燃ごみ(グラム)	565	567	573	583	570
(参考)全国の1人1日 当たり排出量(グラム)	920 (100)	919 (100)	918 (100)	901 (98)	890 (97)

注1 平成24年度からは総人口に外国人人口を含んでいる。

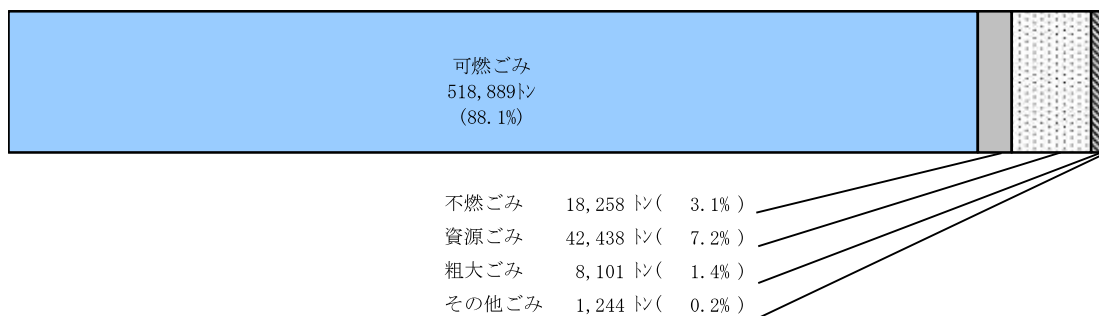
2 ()内は、平成29年度の数値を100とした場合の増減率を示す。

イ 収集状況

(ア) 計画収集

令和3年度、市町村が一般廃棄物処理実施計画に基づき、計画的に収集したごみは、588,930 トンであり、その内訳は、図-1-4のとおりである。

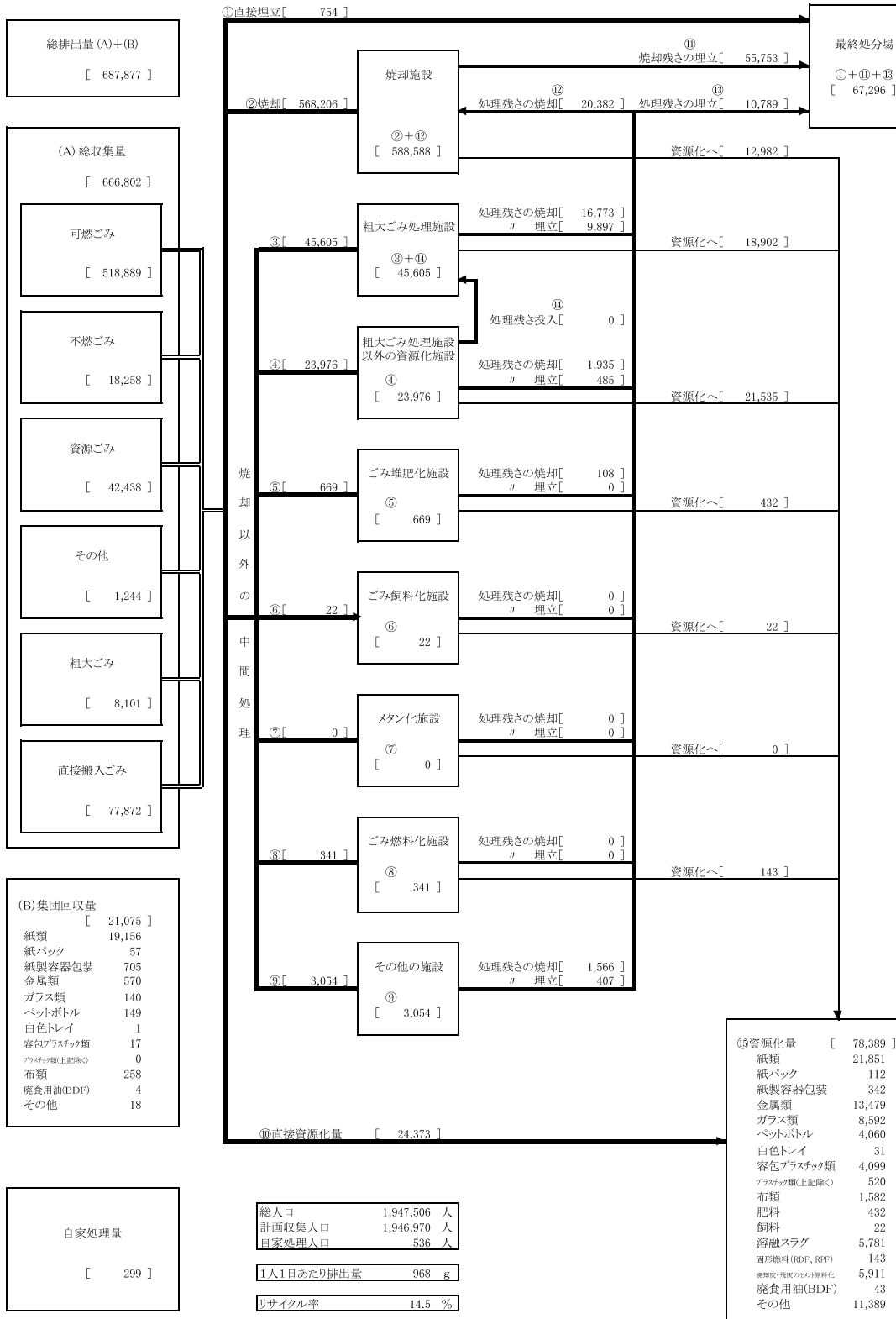
[図-1-4 計画収集ごみ内訳]



ウ 処理状況

令和3年度におけるごみ処理の状況は、図-1-6のとおりである。

[図-1-6 ごみ処理の状況] (単位：トン)



[表-1-6 ごみ処理量、内容の推移]

(単位：トン)

ごみ処理量・内容		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ごみ総処理量		681,318 (100)	680,494 (100)	683,279 (100)	685,996 (101)	666,802 (98)
処 理 内 容	焼却	602,537 (100)	600,701 (100)	604,530 (100)	602,775 (100)	588,588 (98)
	うち処理残さ	14,410	15,849	17,070	20,830	20,382
	焼却以外の 中間処理	68,985 (100)	70,342 (102)	71,377 (103)	77,456 (112)	73,667 (107)
	埋立	71,326 (100)	69,947 (98)	71,290 (100)	70,493 (99)	67,296 (94)
	うち処理残さ	73,601	68,040	70,476	69,486	66,542
	資源化量	72,622 (100)	74,776 (103)	74,746 (103)	79,190 (109)	78,389 (108)
うち直接資源化	23,661	23,385	23,624	25,588	24,373	

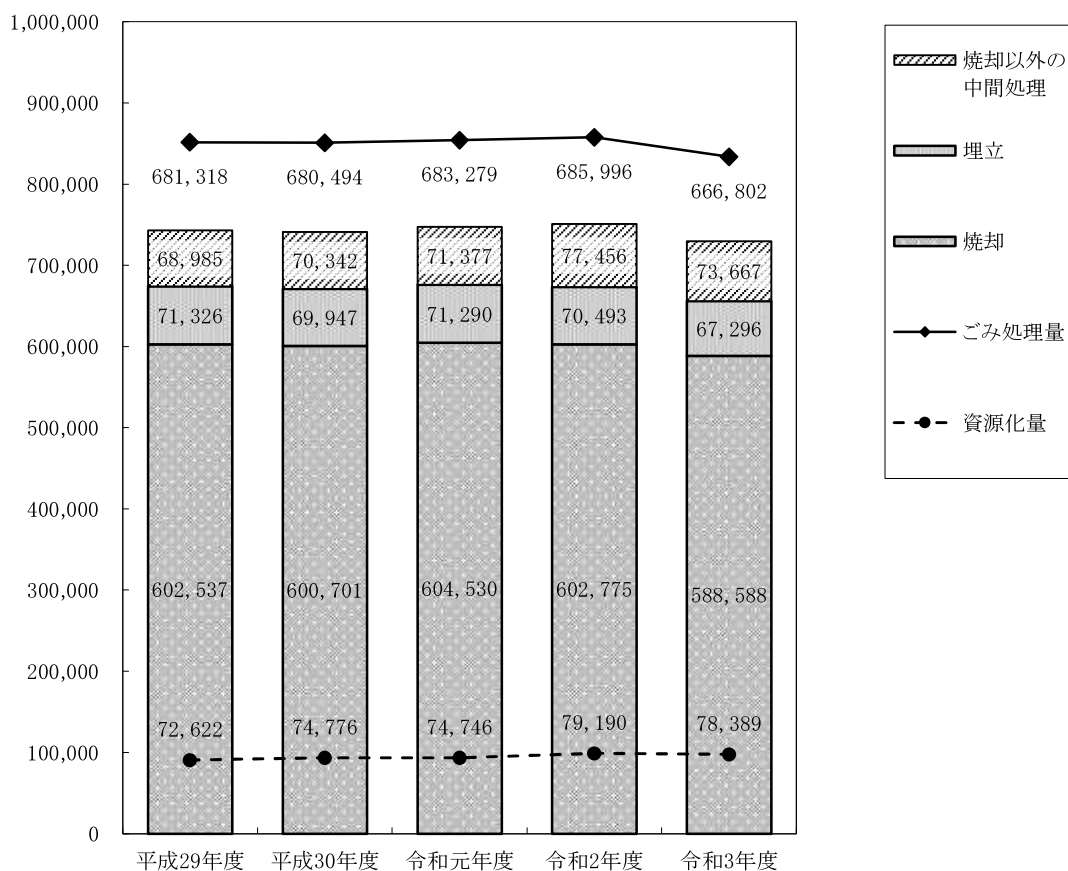
注1 総処理量には、自家処理量を含まない。

2 ()内は、平成29年度の数値を100とした場合の増減率を示す。

[図-1-7 ごみ処理量、内容の推移]

内容別処理量
(単位：トン)

ごみ処理量・資源化量
(単位：トン)



(7) 焼却処理

令和3年度のごみの焼却量は、前年度よりも減少した。

令和3年度は平成29年度と比較して 2.3%減の588,588 トンとなっている。

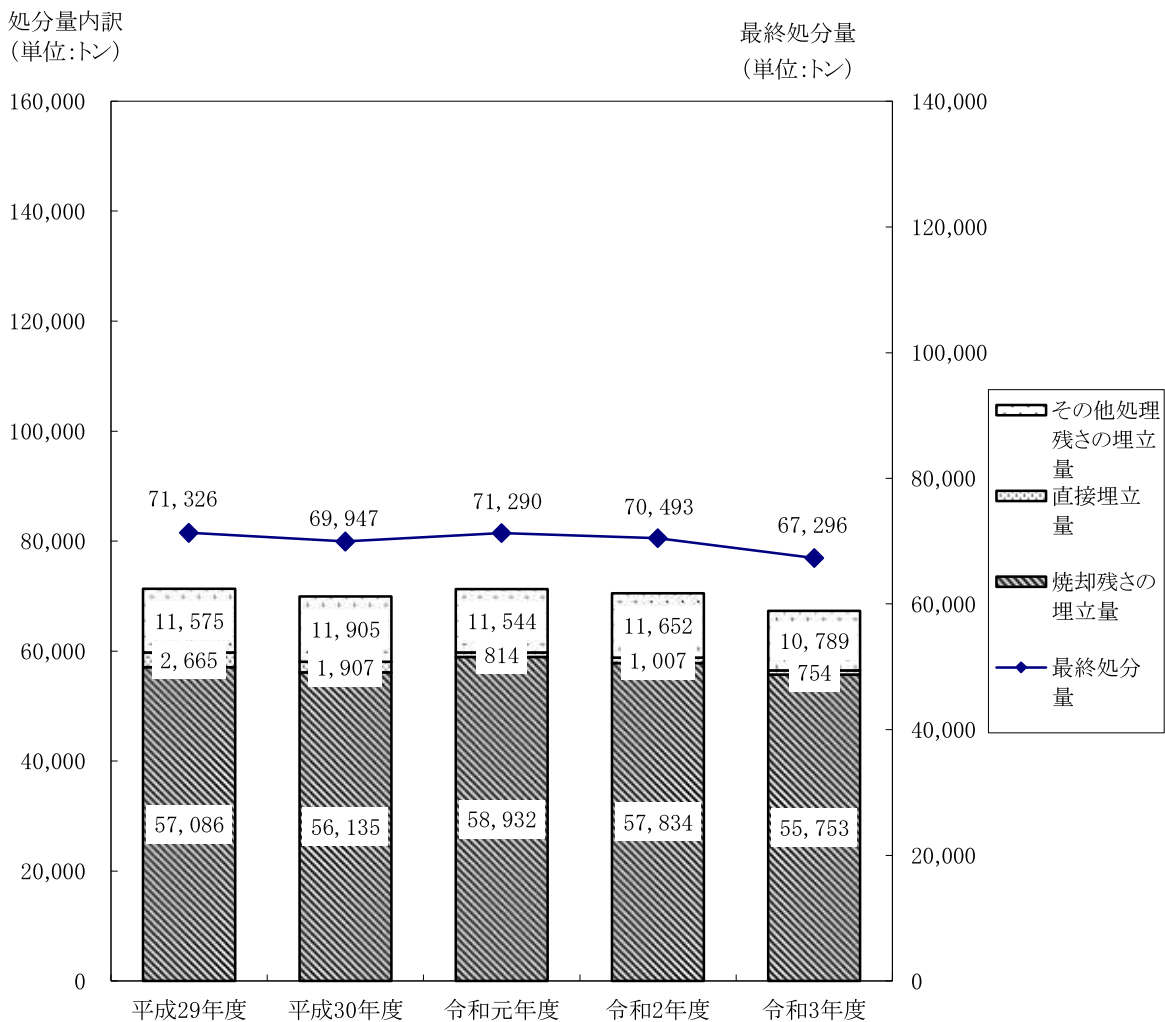
(表-1-6、図-1-7 参照)

(イ) 最終処分

ごみの最終処分量は 67,296 トンであり、内訳は焼却施設からの焼却残さ量が 55,753 トン、不燃物等の量が 11,543 トンである。

処理内訳ごとの実績の推移は、図-1-8のとおりである。

[図-1-8 最終処分量の推移]

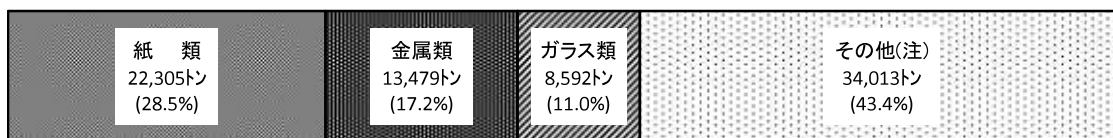


(2) ごみの資源化の状況

ア 収集ごみの資源化

収集されたごみは、資源の有効利用の観点から、各市町村で積極的に資源化を実施し、78,389 トンの資源化が行われている。（表-1-6、図-1-7、図-1-9 参照）

[図-1-9 収集ごみからの資源化の状況]

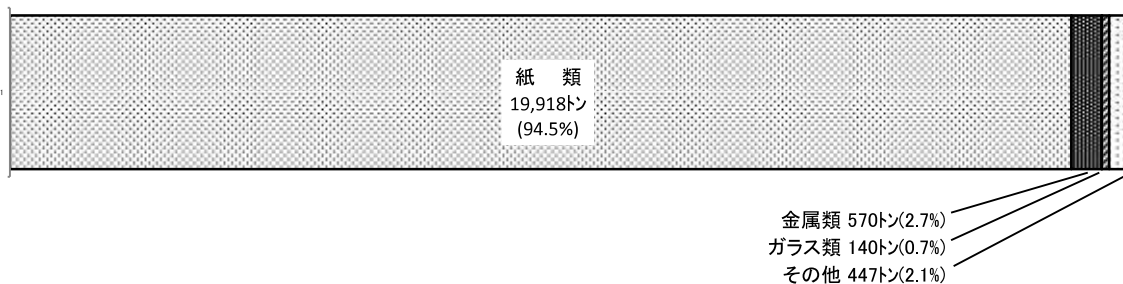


注 「その他」には、ペットボトル 4,060 トン、プラスチック類 4,650 トン、布類 1,582 トン、肥料 432 トン、溶融スラグ 5,781 トン、固形燃料 143 トンなどを含む。

イ 集団回収の状況

31 市町村が集団回収を実施し、21,075 トンが資源化されている。（図-1-10参照）

[図-1-10 集団回収による資源化の状況]



ウ 資源ごみの分別収集状況

分別収集は、ごみの適正処理や資源化促進等のためにも大切である。本県における令和3年度の分別状況は表-1-7のとおりである。

なお、資源ごみの分別収集は県内全ての市町村で行っている。

[表-1-7 ごみの分別収集状況]

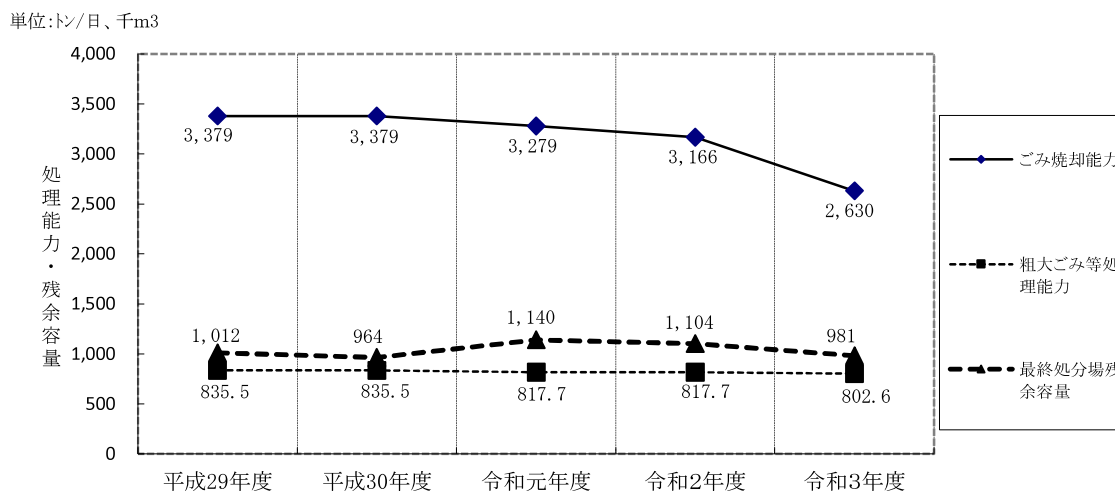
	可燃 不燃 資源 粗大 他	可燃 不燃 資源 粗大 他	可燃 不燃 資源 粗大 他	可燃 不燃 資源 粗大 他	可燃 不燃 資源 粗大 他	可燃 不燃 資源 粗大 他	可燃 不燃 資源 粗大 他	可燃 不燃 資源 粗大 他	可燃 不燃 資源 粗大 他
市町村数 (35)	11	13	4	7	0	0	0	0	0

(3) ごみ処理施設の整備状況

令和3年度末現在、県内にはごみ焼却施設が18、粗大ごみ処理施設が14、その他資源化を行う施設が12、堆肥化施設が2、ごみ燃料化施設が2あり、22箇所の最終処分場が設置されている。

平成29年度から令和3年度までのごみ処理施設整備の推移は、図-1-11のとおりである。

[図-1-11 ごみ処理施設整備の推移]

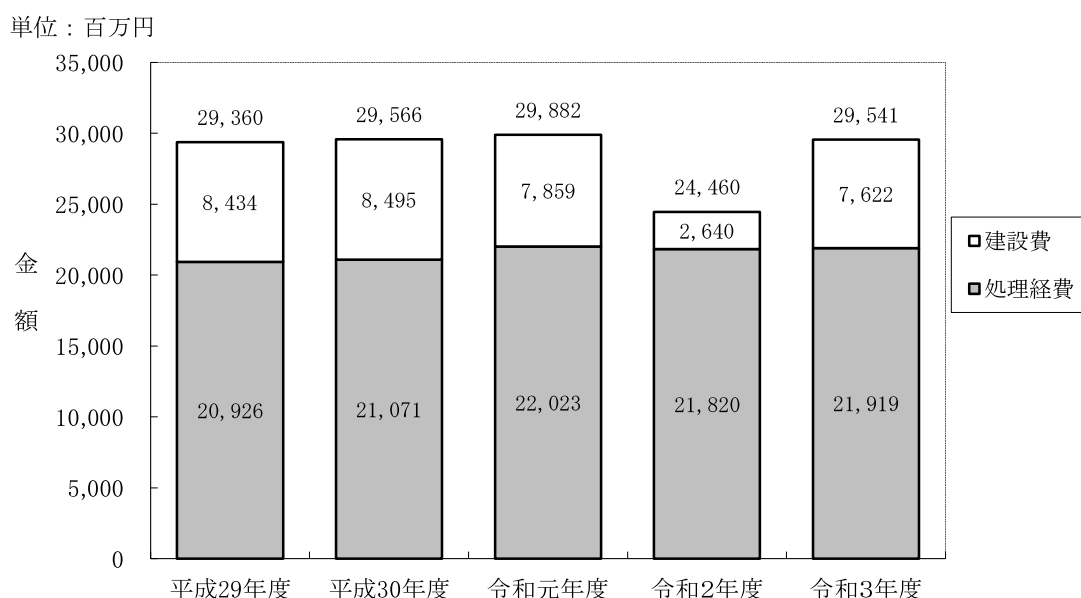


(4) ごみ処理経費の状況

令和3年度にごみ処理に要した経費は、総額29億4,102万円、建設費を除いた処理経費は21億1,927万円であり、ごみ1トン当たりの処理経費(建設費を除く。)は、32,862円である。

平成29年度から令和3年度までの処理経費の状況は、図-1-12のとおりである。

[図-1-12 ごみ処理経費の状況]



(5) 災害廃棄物*の排出量及び処理

令和3年度中に排出された災害廃棄物の総量は、0トンである。

平成29年度からの災害廃棄物の排出量等の状況は、表-1-8のとおりである。

*災害廃棄物処理のうち国庫補助金交付要綱の適用を受けたもの

[表-1-8 災害廃棄物排出量等の状況]

区分 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総排出量 (トン)	0	0	996	0	0
リサイクル率 (パーセント)	0	0	15	0	0
最終処分量 (トン)	0	0	113	0	0

(6) 災害廃棄物*処理経費の状況

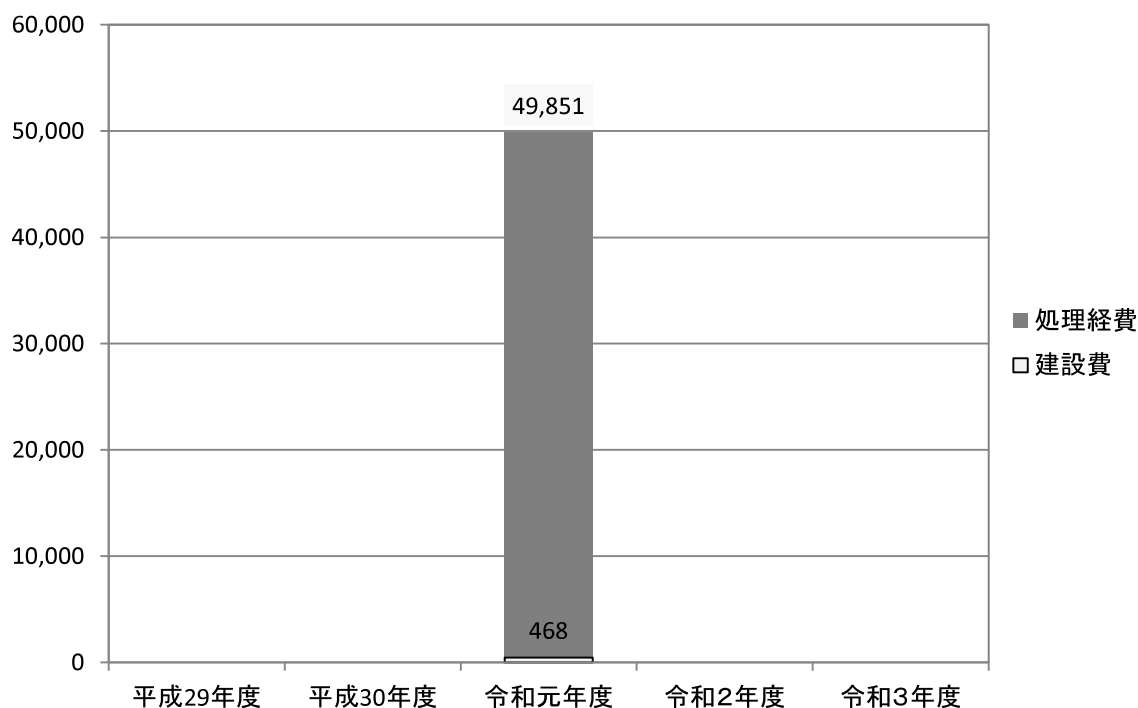
令和3年度に災害廃棄物処理に要した経費は発生していない。

平成29年度からの災害廃棄物の処理経費の状況は、図-1-13のとおりである。

*災害廃棄物のうち国庫補助金交付要綱の適用を受けたもの

[図-1-13 災害廃棄物処理経費の状況]

単位：千円



(7) 指定廃棄物の処理

放射性物質汚染対処特措法において、事故由来放射性物質についての放射能濃度（セシウム 134 とセシウム 137 の合計値をいう。）が 8,000Bq/kg を超える廃棄物については、環境大臣が指定し、国が収集、運搬、保管及び処分することとなっている。

環境省によれば令和 4 年 3 月 31 日現在で、群馬県内には、浄水発生土 672.8 トン、下水汚泥焼却灰等約 514.2 トンの計 1,187.0 トンが指定廃棄物として指定されている。

国は、指定廃棄物の処理が逼迫しているとして、群馬県を含む 5 県については長期管理施設を建設し処理を進めることとしており、指定廃棄物処理促進市町村長会議を開催し、県毎に指定廃棄物の長期管理施設の候補地選定等の検討を進めている。

なお、群馬県については、平成 28 年 12 月 26 日の第 3 回群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議において、安全に処理がなされるまで国として全面的に責任を持って対応することが表明されたことを受け、現地保管継続・段階的処理の方針が決定された。

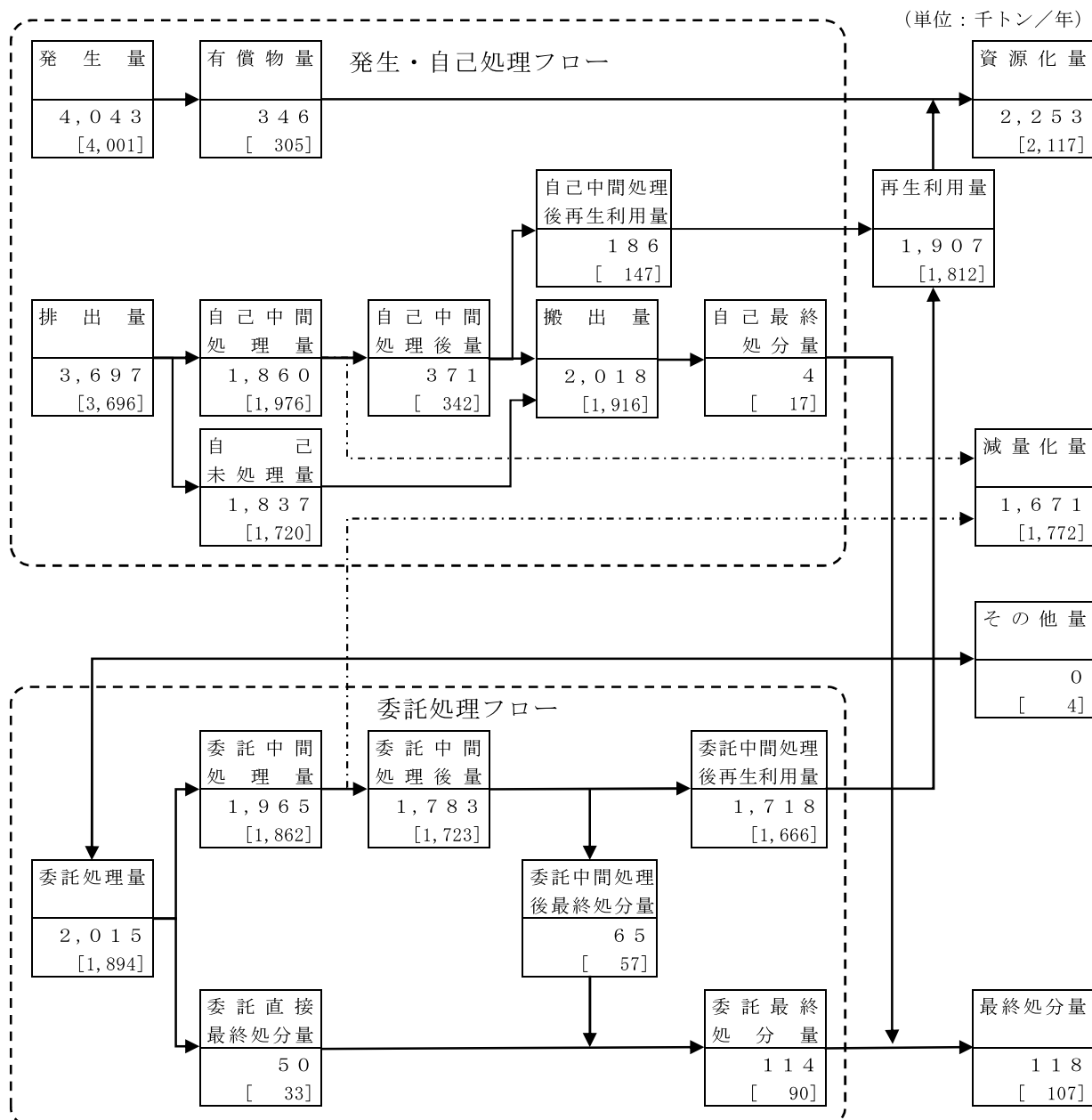
第2節 産業廃棄物

1 処理の状況

(1) 発生量及び処理状況（5年ごとの調査：平成29年度分）

本県の産業廃棄物の発生量及び処理状況については、排出事業者の抽出調査による手法で5年に一回実施している（今回の間隔は4年間）。平成30年度に排出事業者4,349事業所を抽出した廃棄物実態調査によれば、平成29年度における産業廃棄物の発生状況等は次のとおりである。

[図-1-1 平成29年度産業廃棄物発生・処理の総括フロー]



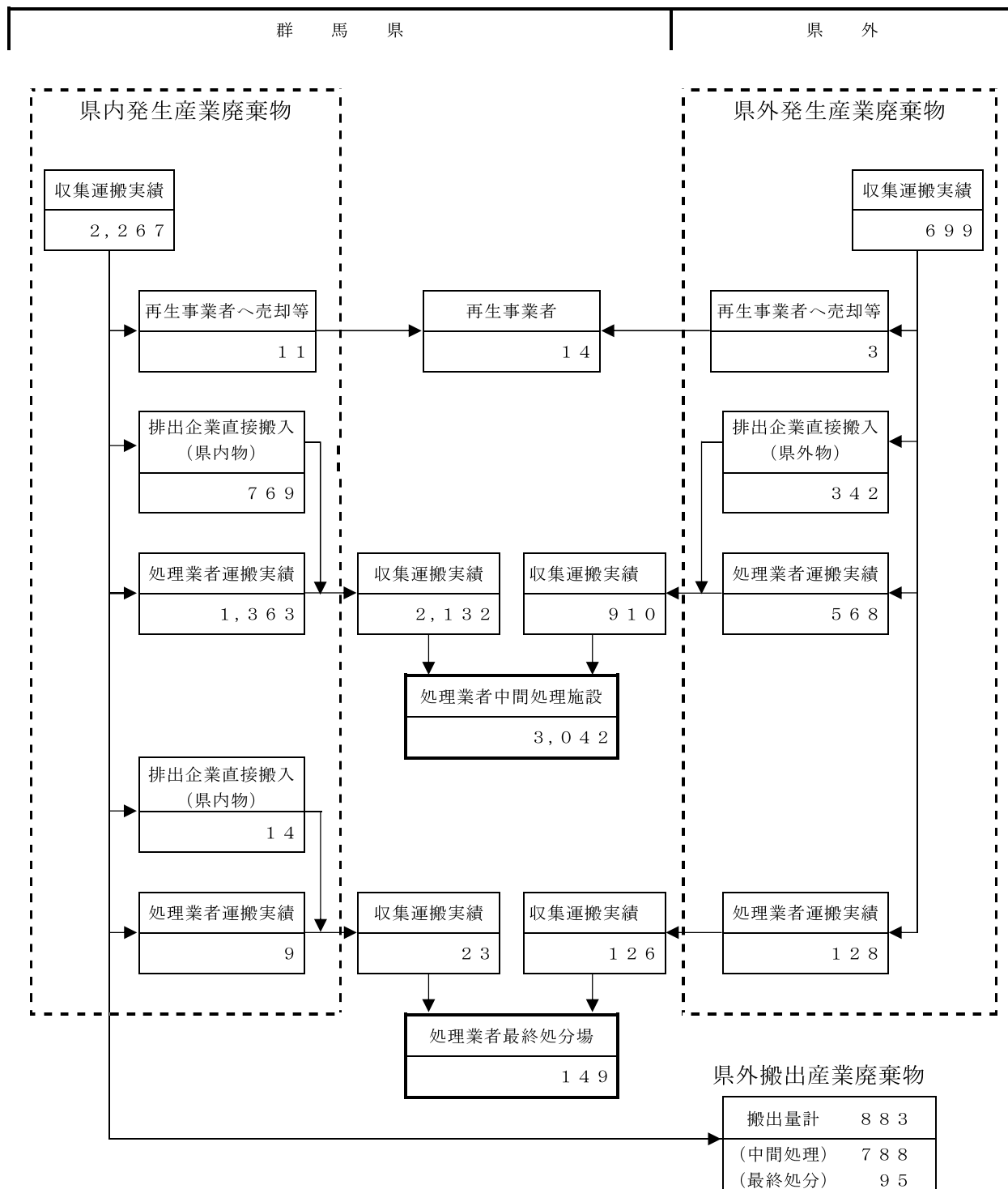
注 []内は、前回調査（平成25年度）の数値

(2) 処理業者による処理状況（5年ごとの調査：平成29年度分）

群馬県産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第19条の規定により、産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者から提出された平成29年度の処理実績の概要は次のとおりである。

[図-1-2 平成29年度産業廃棄物処理実績報告書の集計結果概要]

(単位：千トン/年)



注1 一部未報告の収集運搬業者があると思われるため、許可業者が報告した数量と異なる。

注2 各項目量は概数であるため、合計が一致しない場合がある。

2 収集運搬業者の実績について

(1) 県内の排出事業者が収集運搬業者に処理を委託した産業廃棄物量

平成29年度に県内の排出事業者が収集運搬業者に処理を委託した産業廃棄物の量は約227万トンである。

そのうち県内処理量は約138.3万トン（約60.9%）、県外処理量は約88.3万トン（約38.9%）である。

詳細は、表-1-1のとおりである。

[表-1-1 平成29年度に収集運搬業者に委託された産業廃棄物量]（県内発生物に限る。）

産業廃棄物の種類	取扱量（トン）	県内処理（トン）		県外処理（トン）	
		埋立	中間処理	埋立	中間処理
燃 え 殻	9,541	2	513	3,827	5,202
汚 泥	301,980	0	53,809	44,687	203,477
廃 油	48,494	0	29,427	0	19,067
廃 酸	21,114	0	9,210	0	11,904
廃 アルカリ	13,335	0	1,356	0	11,979
廃プラスチック類	283,206	2,430	161,579	5,260	113,936
紙 く ず	12,622	0	7,780	322	4,520
木 く ず	319,679	1	214,309	187	105,182
織 維 く ず	3,187	0	2,269	62	856
動植物性残さ	115,533	0	75,063	0	40,470
動物系固形不要物	27	0	24	0	3
ゴ ム く ず	1,073	29	972	0	72
金 属 く ず	109,191	136	80,166	941	27,949
ガラスくず等	248,475	2,556	179,818	5,362	60,740
鉱 さ い	101,239	2,993	3,184	17,895	77,167
が れ き 類	560,139	1,291	480,895	15,069	62,884
動物のふん尿	6,456	0	6,456	0	0
動物の死体	57,170	0	56,483	0	687
ば い じ ん	12,094	0	38	1,058	10,998
1 3 号 廃 棄 物	88	0	67	0	21
小 計	2,224,643	9,438	1,363,419	94,670	757,118
特別管理産業廃棄物					
廃油（揮発油類等）	7,010	0	691	0	6,319
廃酸（pH2.0以下）	2,389	0	1	0	2,388
廃アルカリ（pH12.5以上）	1,847	0	200	0	1,647
感染性廃棄物	11,236	0	8,168	0	3,068
特) 廃 PCB等	333	0	157	0	176
特) PCB汚染物	692	0	195	0	497
特) 指定下水汚泥	0	0	0	0	0
特) 廃石綿等	378	0	0	187	191
特) 燃 え 殻	611	0	466	0	145
特) 汚 泥 等	967	0	4	0	963
特) 廃 油	2,785	0	677	0	2,108
特) 廃 酸	6,412	0	0	0	6,412
特) 廃 アルカリ	1,924	0	11	0	1,913
特) 鉱 さ い	4	0	0	0	4
特) ば い じ ん	5,683	0	12	0	5,671
特) 1 3 号 廃 棄 物	0	0	0	0	0
小 計	42,271	0	10,583	187	31,502
総 計	2,266,914	9,438	1,374,002	94,857	788,620

注1 一部未報告の収集運搬業者があると思われるため、許可業者が報告した数量と異なる。

2 本表は、収集運搬業の許可を有する者の報告を集計したものである。

3 特) は、特定有害産業廃棄物を示す。

4 各項目量は、四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

[表-1-2 収集運搬業者による県内産業廃棄物の取扱量の推移]

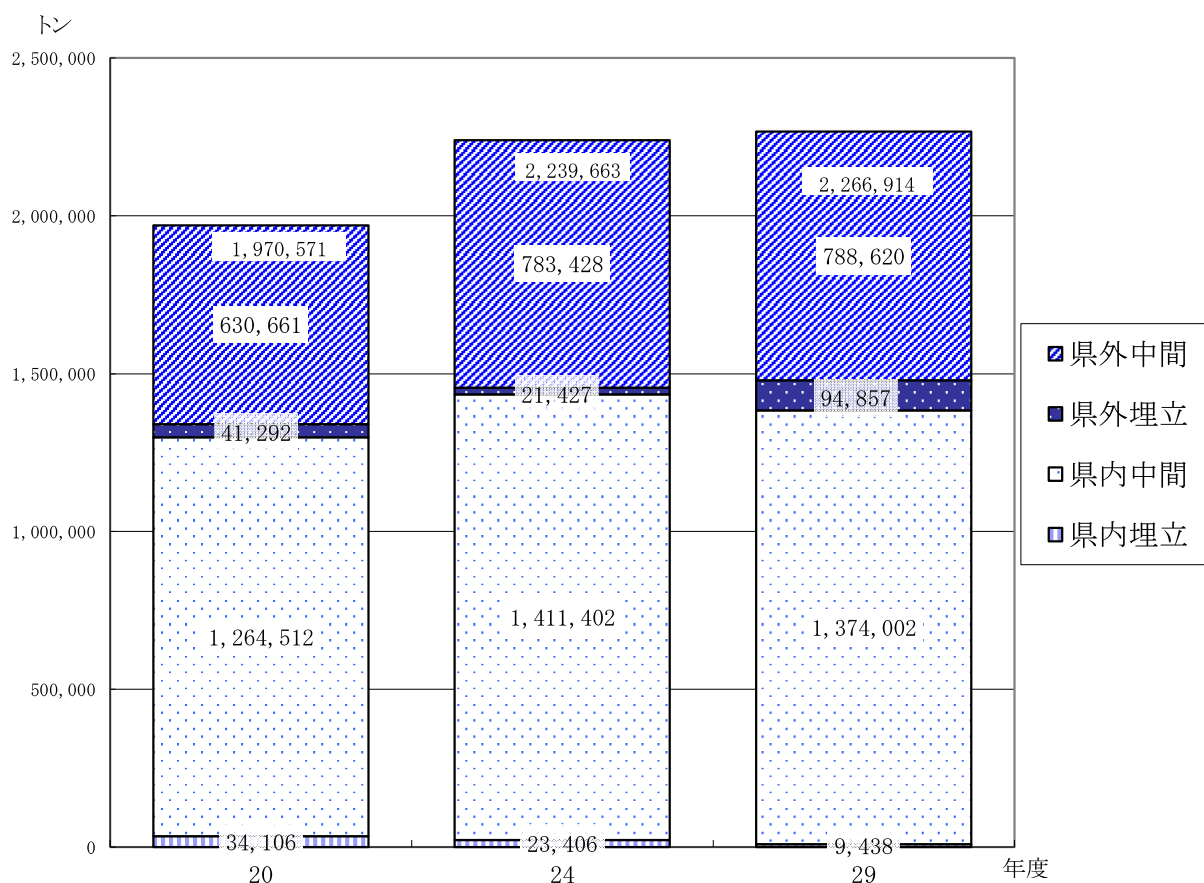
(単位：トン)

年度	取扱量	県内処理			県外処理			
		埋立処分	中間処理	埋立処分	中間処理	海洋投入		
20	1,970,571	1,298,618 (65.9%)	34,106 (1.7%)	1,264,512 (64.2%)	671,954 (34.1%)	41,292 (2.1%)	630,661 (32.0%)	0 (-)
24	2,239,663	1,434,808 (64.1%)	23,406 (1.1%)	1,411,402 (63.0%)	804,855 (35.9%)	21,427 (0.9%)	783,428 (35.0%)	0 (-)
29	2,266,914	1,383,440 (61.7%)	9,438 (0.4%)	1,374,002 (61.3%)	883,477 (38.3%)	94,857 (4.3%)	788,620 (34.0%)	0 (-)

注1 一部未報告の収集運搬業者があると思われるため、許可業者が報告した数量と異なる。

2 ()は取扱量に対する割合を示す。

[図-1-3 収集運搬業者による処理実績の推移]



注1 一部未報告の収集運搬業者があると思われるため、許可業者が報告した数量と異なる。

3 処分業者の実績について

(1) 埋立処分

県内の最終処分場に埋め立てられた産業廃棄物量は約4.1万トンであった。

そのうち県内で発生した産業廃棄物量は約1.0万トンであり、県外で発生した産業廃棄物量は約3.1万トンであった。

詳細は表-1-3のとおりである（出典：令和3年度の県内の処分実績報告書）。

[表-1-3 令和3年度に許可業者が管理する県内の最終処分場に埋め立てられた産業廃棄物量]

産業廃棄物の種類	取 扱 量 (トン)		
	県内発生分	県外発生分	計
燃 え 殻	0	0	0
汚 泥	0	0	0
廃プラスチック類	2,328	15,186	17,515
紙 く ず	0	0	0
木 く ず	0	0	0
織 維 く ず	0	0	0
動植物性残さ	0	0	0
ゴ ム く ず	14	0	14
金 属 く ず	7	33	40
ガラスくず等	2,996	6,186	9,182
鋳 さ い	0	0	0
が れ き 類	4,800	9,250	14,050
ば い じん	0	0	0
特) 感染性廃棄物	0	0	0
計	10,145	30,656	40,800

注1 本表は、最終処分の許可を有する者の報告を集計したものである。

2 各項目量は、四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

(2) 中間処理

県内の中間処理施設に搬入された産業廃棄物量は、約235.5万トンであった。

そのうち県内で発生した産業廃棄物量は約136.2万トンであり、県外で発生した産業廃棄物量は約99.4万トンであった。

詳細は表-1-4のとおりである（出典：令和3年度の県内の処分実績報告書）。

[表-1-4 令和3年度に許可業者が管理する県内の中間処理施設に搬入された産業廃棄物量]

産業廃棄物の種類	取 扱 量 (トン)			
	県内発生分	県外発生分	計	
燃 え 殻	60	249	309	
汚 泥	33,443	14,520	47,963	
廃 油	25,855	28,200	54,055	
廃 酸	35	678	712	
廃 アルカリ	687	1,746	2,433	
廃プラスチック類	78,448	70,811	149,259	
紙 く ず	2,904	3,510	6,414	
木 く ず	189,630	567,881	757,511	
織 維 く ず	672	2,509	3,180	
動植物性残さ	11,839	1,027	12,866	
ゴ ム く ず	38	0	38	
金 属 く ず	15,133	8,770	23,904	
ガラスくず等	80,885	47,572	128,457	
鋳 さ い	18	19	37	
が れ き 類	906,109	232,538	1,138,647	
ば い じ ん	0	19	19	
動物のふん尿	9,176	0	9,176	
動物の死体	0	0	0	
動物系固形不要物	0	0	0	
13号廃棄物	0	0	0	
小 計	1,354,933	980,049	2,334,982	
特 別 管 理	廃油（揮発油類等）	719	1,266	1,985
	廃酸（腐食性）	12	13	25
	廃アルカリ（腐食性）	178	64	242
	感染性産業廃棄物	4,269	6,914	11,182
	特）廃PCB等	782	5,089	5,871
	特）燃 え 殻	443	0	443
	特）汚 泥 等	44	15	59
	特）廃 油	183	427	609
	特）廃 酸	0	1	2
	特）廃アルカリ	8	1	9
	特）ば い じ ん	0	3	3
小 計	6,637	13,793	20,430	
総 計	1,361,569	993,842	2,355,411	

注1 本表は、中間処理の許可を有する者の報告を集計したものである。

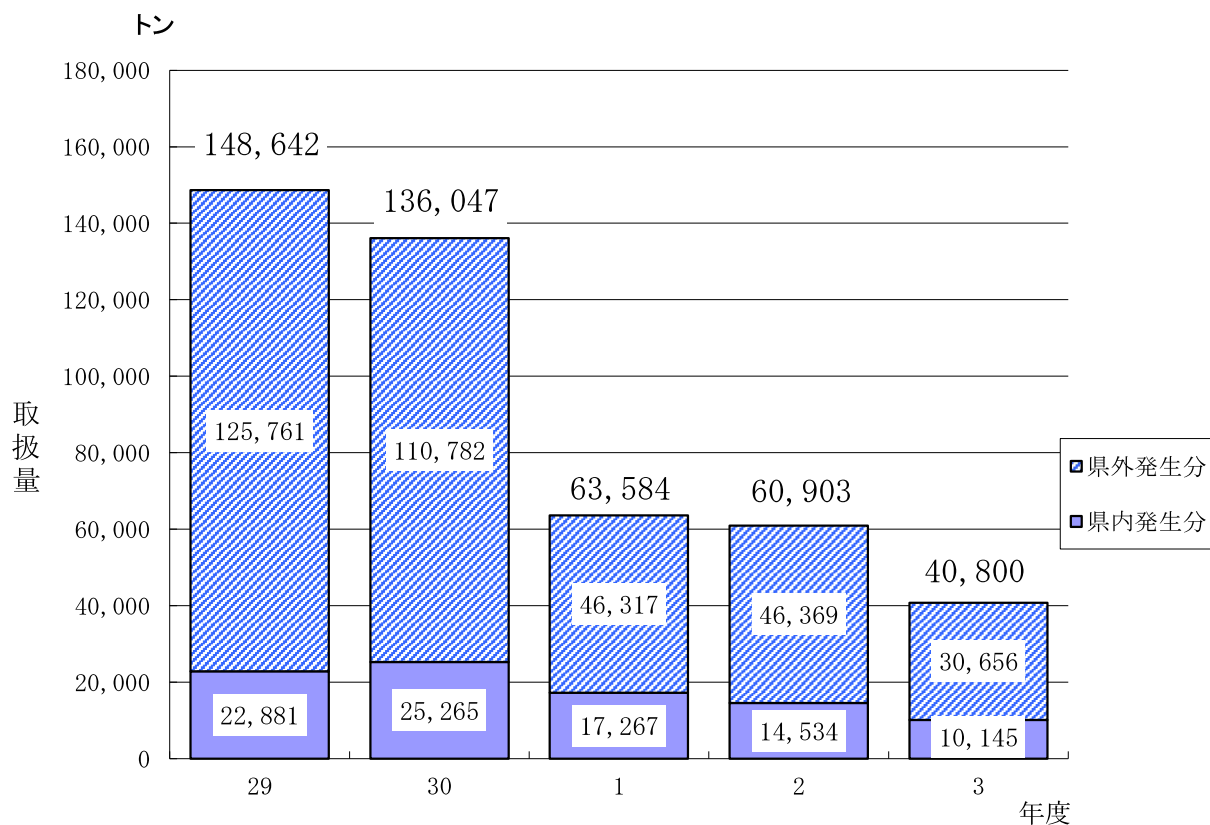
2 再生利用業の指定業者の実績を含めている。

3 「特別管理」は、特別管理産業廃棄物を示す。

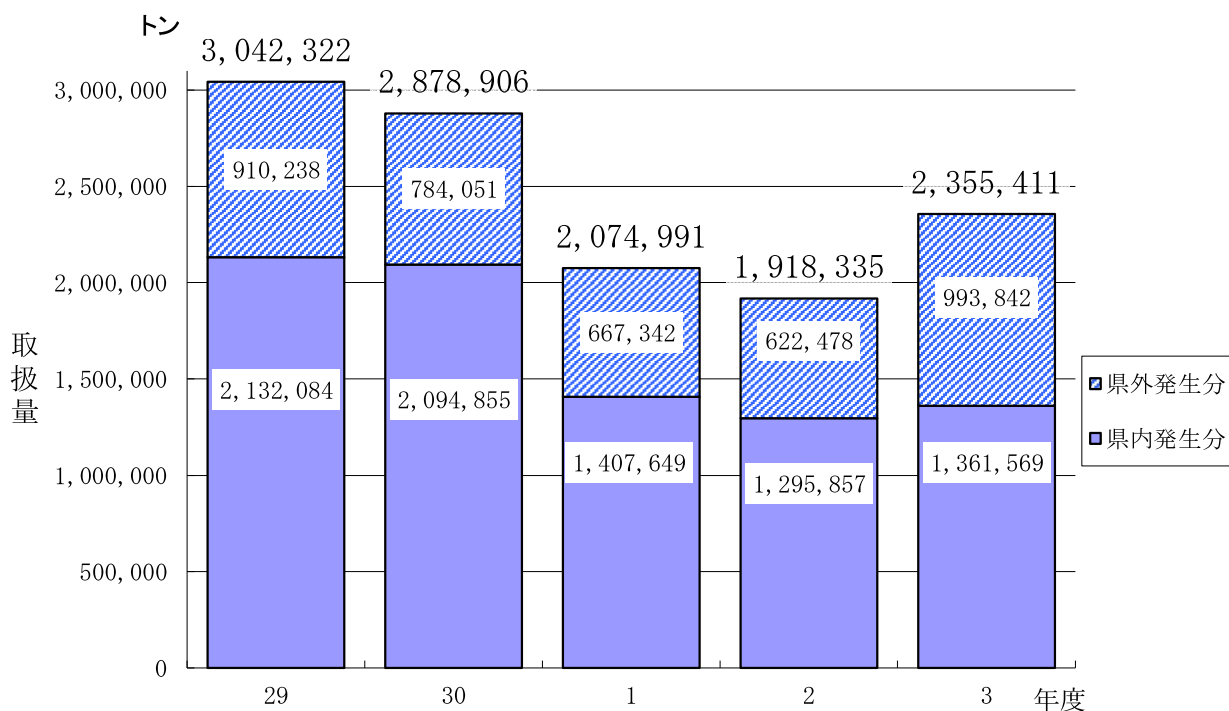
4 特）は、特定有害産業廃棄物を示す。

5 各項目量は、小数点以下の端数(表示外)があるため、合計は合わない場合がある。

[図-1-4 産業廃棄物処理業者による最終処分量の推移] (最終処分業者の実績)



[図-1-5 産業廃棄物処理業者による中間処理量の推移] (中間処理業者の実績)



4 施設の状況

産業廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の規定により設置に際して知事（又は政令で定める市長）の許可を受けなければならない。設置許可対象施設は、同法施行令第 7 条で定められた汚泥の脱水施設等の中間処理施設 19 種類、最終処分場 3 種類である。

令和 3 年度に設置又は変更を許可した産業廃棄物処理施設数は次のとおりである。

[表 - 1 - 5 令和 3 年度における設置（変更）許可施設数]

処理施設の種類	設置（変更）許可施設数	
	事業者	処理業者
廃プラスチック類の破碎施設		2(1)
木くず又はがれき類の破碎施設		6(0)
中間処理施設合計	0(0)	8(1)
最終処分場合計	0(0)	0(0)
計	0(0)	8(1)

注 1 「事業者」は排出事業者が設置するもの、「処理業者」は産業廃棄物処理業者が設置するものを示す。

2 () は変更許可施設数で外数である。

3 同一施設で複数の種類の許可を受けた中間処理施設は、全ての種類で計上している。

4 前橋市及び高崎市における許可施設数は含まない。

[表－１－６ 令和３年度末における産業廃棄物処理施設数]

号	産業廃棄物処理施設の種別	設置者区分	施設数
1	汚泥の脱水施設 (10㎡/日を超えるもの)	事業者	33 (7)
		処理業者	3 (1)
2	汚泥の乾燥施設 (機械乾燥) (10㎡/日を超えるもの)	事業者	6 (2)
		処理業者	1
	汚泥の乾燥施設 (天日乾燥) (100㎡/日を超えるもの)	事業者	-
		処理業者	-
3	汚泥の焼却施設 (5 ㎡/日を超えるもの・200kg/時以上のもの・火格子面積 2 ㎡以上のもの)	事業者	2
		処理業者	6 (1)
4	廃油の油水分離施設 (10㎡/日を超えるもの)	事業者	1 (1)
		処理業者	6 (1)
5	廃油の焼却施設 (1 ㎡/日を超えるもの・200kg/時以上のもの・火格子面積 2 ㎡以上のもの)	事業者	4 (3)
		処理業者	8 (2)
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設 (50㎡/日を超えるもの)	事業者	-
		処理業者	-
7	廃プラスチック類の破碎施設 (5 トン/日を越えるもの)	事業者	6
		処理業者	45 (14)
8	廃プラスチック類の焼却施設 (100kg/日を越えるもの・火格子面積 2 ㎡以上のもの)	事業者	4 (1)
		処理業者	12 (4)
8-2	木くず又ははがれき類の破碎施設 (5 トン/日を越えるもの)	事業者	39 (28)
		処理業者	206 (86)
9	有害汚泥のコンクリート固形化施設	事業者	-
		処理業者	-
10	水銀を含む汚泥のばい焼施設	事業者	-
		処理業者	-
10-2	廃水銀等の硫化施設	事業者	-
		処理業者	-
11	シアン化合物の分解施設	事業者	-
		処理業者	-
11-2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	事業者	-
		処理業者	-
12	廃 P C B 等の焼却施設	事業者	-
		処理業者	-
12-2	廃 P C B 等の分解施設	事業者	-
		処理業者	-
13	P C B 汚染物の洗浄施設又は分離施設	事業者	-
		処理業者	-
13-2	産業廃棄物の焼却施設 (200kg/時以上のもの・火格子面積2㎡以上のもの)	事業者	2 (1)
		処理業者	11 (3)
中間処理施設小計		事業者	97 (43)
		処理業者	298 (112)
14-イ	産業廃棄物の最終処分場 (遮断型)	事業者	-
		処理業者	-
14-ロ	産業廃棄物の最終処分場 (安定型)	事業者	3
		処理業者	19 (9)
14-ハ	産業廃棄物の最終処分場 (管理型)	事業者	7 (1)
		処理業者	4 (1)
最終処分場小計		事業者	10 (1)
		処理業者	23 (10)
計		事業者	107 (44)
		処理業者	321 (122)

注 1 「号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条の号番号を示す。

2 施行令第 7 条第 13 号の 2 は、汚泥、廃油、廃プラスチック類及び廃 P C B 等以外の産業廃棄物の焼却施設である。

3 最終処分場については、埋立てが終了していても廃止の確認がされていない施設を含む。

4 「設置者区分」欄の「事業者」は排出事業者が設置するもの、「処理業者」は産業廃棄物処理業者が設置するものを示す。

5 施行令第 7 条第 8 号の 2 の破碎施設については、平成 12 年の法改正によるみなし許可施設を含む。

6 同一施設で複数の種類の許可を受けた中間処理施設は、全ての種類で計上している。

7 () は前橋市及び高崎市内に設置された処理施設数で、内数

5 産業廃棄物最終処分場の残容量の年度別推移

[表－1－7 産業廃棄物最終処分場の残容量の年度別推移](年度当初) (単位：千 m³)

年 度	29	30	元	2	3
安 定 型	1,479(1,456)	1,470(1,448)	1,213(1,191)	1,117(1,096)	1,939(1,918)
管 理 型	788(304)	772(87)	755(85)	737(84)	705(82)
計	2,267(1,760)	2,242(1,535)	1,968(1,277)	1,855(1,180)	2,644(2,000)

注1 排出事業者の自己処分場を含む。

2 () は処理業者が設置したもので内数

6 排出事業者への指導

産業廃棄物は、それを排出する事業者が自らの責任で適正に処理しなければならない。このため、排出事業者に対して適正処理やPCB廃棄物の届出等に係る相談・指導を実施した。

(1) 情報基盤整備事業

ア 産業廃棄物相談員の配置

産業廃棄物相談員3名を廃棄物・リサイクル課、西部環境森林事務所、東部環境事務所に配置し、令和3年度中に延べ414件の排出事業所に立入調査を実施し、排出事業者に対して廃棄物適正処理、廃棄物減量化推進等の相談・指導を行った(前橋市及び高崎市における調査件数は含まない)。

イ 産業廃棄物専用のホームページによる情報提供

廃棄物・リサイクル課ホームページ「群馬県産業廃棄物情報」により、○廃棄物関係新着情報、○廃棄物関係法令情報、○産業廃棄物処理業者許可情報、○各種許認可・届出・報告等に関する手順及び申請書書式等、○説明会・講習会開催の情報提供を行った。

(2) PCB廃棄物

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、PCB廃棄物を保管する事業者は毎年度、事業場の所在地を管轄する知事や中核市である前橋市長・高崎市長に保管及び処分の状況を届け出ることが義務づけられている。令和4年3月31日現在の保管届出状況は次のとおりである。

[表－1－8 PCB廃棄物の保管届出状況] (前橋市・高崎市届出分を含む。)

届出数 (事業場数)	PCB廃棄物の種類 (単位：台)			
	変圧器	柱上変圧器	コンデンサー	安定器
800	1,076	2,456	1,290	5,746

注 この他に、廃油、感圧紙、ウエス等あり。事業場数には、使用中のPCB含有機器のみを保有している場合を含む。

(3) PCB廃棄物保管事業者等への指導（令和3年度）

PCB廃棄物を保管する事業者等のうち、1,155事業者（前橋市・高崎市を除く。）に対し立入検査を実施し、適正保管及び期限内の処理指導等を行った。なお、平成29年度からはPCB適正処理推進員を設置し、指導を進めている。

7 産業廃棄物処理業者への指導

産業廃棄物は、排出事業者が自ら処理するほか、産業廃棄物処理業者に委託して処理される。産業廃棄物処理業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により知事（又は政令で定める市長）の許可を受けなければならない。

(1) 許可業者数

各年度末現在の産業廃棄物処理業者数は、次のとおりである。

[表－1－9 産業廃棄物処理業者数の年度別推移]

年度末	産業廃棄物処理業				特別管理産業廃棄物処理業		計
	収集運搬	処 分			収集運搬	処 分	
		中間処理	最終処分	中間処理 最終処分			
29	5,081	203(53)	5(3)	4(4)	542	15(4)	5,850(64)
30	5,232	206(53)	4(2)	5(4)	549	14(4)	6,010(63)
元	5,463	197(50)	4(2)	5(4)	574	14(4)	6,257(60)
2	5,530	196(52)	4(2)	5(4)	584	13(4)	6,332(62)
3	5,699	202(51)	5(2)	6(5)	595	13(4)	6,520(62)

注1 産業廃棄物収集運搬業、同処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、同処分業の許可を重複して取得している業者がいるため、計欄は延べ業者数

2 () は、前橋市及び高崎市内のみに処理施設のある許可業者数で内数

(2) 許可件数

令和3年度の産業廃棄物処理業許可件数は次のとおりである。

[表-1-10 令和3年度における産業廃棄物処理業許可件数]

区 分	産業廃棄物処理業		特別管理産業廃棄物処理業		計
	収集運搬	処分	収集運搬	処分	
新規	300	10	20	0	330
更新	796	24	73	0	893
変更	78	2	7	0	87
合計	1,174	36	100	0	1,310

注 前橋市及び高崎市における許可件数は含まない。

(3) 立入検査

産業廃棄物処理業者に対しては、定期的に立入検査を実施している。

令和3年度においては、延べ320件（業の区分ごとの延べ数）の立入検査を実施し、産業廃棄物処理基準及び委託基準の遵守状況、委託契約の締結、マニフェストの使用等の状況、産業廃棄物処理施設の維持管理状況等について指導を実施した。

令和3年度の産業廃棄物処理業者に対する立入検査の実施状況は、次のとおりである。

[表-1-11 令和3年度における立入検査の実施状況]

業の区分	延べ実施件数
産業廃棄物収集運搬業	30 (21)
産業廃棄物処分業（中間処理）	250
産業廃棄物処分業（最終処分）	40
計	320

注1 複数区分の許可を取得している業者については、それぞれ重複して計上している。

2 前橋市及び高崎市における実施件数は含まない。

3 ()は産業廃棄物収集運搬業の積替保管を含む業者数で、内数。

(4) 産業廃棄物処理業者団体の活動への支援

公益社団法人群馬県環境資源創生協会は、産業廃棄物の適正処理及び再生利用等についての調査研究、研修、啓発等の事業を通じて、県民の生活環境の保全に資することを目的に、平成24年4月1日に公益社団法人として認可（前身の社団法人群馬県環境資源保全協会は平成元年4月1日に設立）された。同協会の公益性の高い普及啓発事業等に補助金を交付し、活動を支援した。（4,500千円）

8 不適正処理対策

(1) 不法投棄等不適正処理の状況

ア 不法投棄

令和3年度に県内で新たに認知した不法投棄件数は75件、投棄量は18トンであり、件数は増加したが、量は減少した。

不法投棄が行われる場所としては、空き家や空き地、耕作放棄地など所有者や管理者の目が行き届かない場所が多い。

[表-1-12 新たに認知した不法投棄の推移] (単位：件)

年 度	H27	H28	H29	H30	R 元	R 2	R 3
件 数	45	34	53	56	52	47	75
県	5	9	11	11	10	3	6
前橋市	31	19	41	31	27	25	23
高崎市	9	6	1	14	15	19	46
量 (t)	59	578	1,764	780	362	62	18
県	48	557	1,450	87	148	26	1
前橋市	8	14	311	684	203	6	5
高崎市	3	7	3	9	11	30	12

[表-1-13 不法投棄された廃棄物の種類] (単位：件)

年 度	H27	H28	H29	H30	R 元	R 2	R 3
がれき類	3(7%)	2(6%)	2(4%)	10(18%)	2(4%)	6(13%)	9(12%)
廃 プ ラ	2(4%)	5(15%)	5(9%)	13(23%)	8(15%)	4(9%)	0(0%)
木 く ず	4(9%)	5(15%)	3(6%)	2(4%)	2(4%)	0(0%)	2(3%)
そ の 他	36(80%)	22(64%)	43(81%)	31(55%)	40(77%)	37(78%)	64(85%)
合 計	45	34	53	56	52	47	75

注1 中核市（前橋市及び高崎市）分を含む。

2 ()内は全体に占める割合

イ 不適正処理

「不適正処理」とは、不法投棄や不法焼却、不適正保管などの総称である。

令和3年度に県内で新たに認知した不適正処理は、106件、876トンであり、種類別では、不法投棄が最も多かった。

不適正保管は、事業者が一時保管と称して資材置場等に解体廃材を溜め込む事案が多く見られる。不法焼却については、廃棄物の焼却は原則禁止である中で、いわゆる野焼きで廃棄物を処分しようとした事案が多くを占めている。

[表－1－14 新たに認知した不適正処理の推移]

年 度	H27 ()内は大同を除く	H28	H29	H30	R 元	R 2 ()内は東邦を除く	R 3
件 数	120 (119)	81	122	118	98	91 (90)	106
県	36 (35)	39	44	35	29	16 (15)	16
前橋市	40	24	65	51	37	32	27
高崎市	44	18	13	32	32	43	63
量 (t)	301,409 (7,079)	908	2,345	2,285	1,559	24,283 (609)	876
県	301,306 (6,976)	884	2,023	1,572	1,288	24,226 (552)	789
前橋市	21	14	313	693	204	6	6
高崎市	82	10	9	20	67	51	81

注 平成 27 年度の大同特殊鋼（株）渋川工場から排出された鉄鋼スラグの不適正処理分は 1 件、294,330 トンである。

令和 2 年度の東邦亜鉛（株）安中製錬所から排出された非鉄スラグの不適正処理分は 1 件、23,674 トンである。

[表－1－15 不適正処理の種類]（令和 3 年度新規認知分）

区 分	不法投棄	不適正保管	不法焼却	無許可営業	無許可設置	その他	計
件 数	75(71%)	15(14%)	16(15%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	106

注 中核市（前橋市及び高崎市）分を含む。

(2) 不法投棄等不適正処理対策

未然防止・早期発見・早期解決の 3 つを柱に、廃棄物の不法投棄など不適正処理対策に取り組んでいる。

なお、毎年、環境月間である 6 月と年末の清掃等により企業や家庭から大量の廃棄物が排出される 12 月を「廃棄物適正処理推進強化月間」と定め、通常監視に加えて、休日監視等を行っている。

ア 監視指導体制

令和 3 年度は、不法投棄主監のほか、行政職員 4 名、出向警察官 2 名の計 7 名の体制で取り組んだ。

イ 産廃 G メンによる監視指導

令和 3 年度は、警察官 O B である産業廃棄物不適正処理監視指導員（通称「産廃 G メン」）が 4 班 8 名の体制でパトロールを行った。（年間延べ 1,440 人日）

ウ 休日等の監視活動

行政機関による監視が手薄になる休日等における監視の目を確保するため、民間警備会社に監視業務を委託しており、令和3年度も引き続き年間140日の監視活動を実施した。

エ 産業廃棄物110番・不法投棄等情報受付箱

廃棄物・リサイクル課内にフリーダイヤルの「産業廃棄物110番」を設置し、広く県民から情報を受け付けている。



令和3年度の受付件数は103件で、内訳は、不法投棄が50件(49%)、不法焼却が22件(21%)、その他が31件(30%)であった。寄せられた情報については、速やかに調査を行い、事案の早期解決に活用した。

また、令和3年度からインターネット（不法投棄等情報受付箱）による情報提供も受け付けている。（R3実績：7件）

オ スカイパトロール

県警察本部の協力を得て、県警ヘリコプター「あかぎ」を利用し、空からの監視を行っている。令和3年度は19回実施し、5件の不適正処理事案を発見した。

カ 産業廃棄物収集運搬車両の路上調査

主に県外から流入する産業廃棄物を対象として、産業廃棄物収集運搬車両の路上調査を行っている。

令和3年度は、「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」（通称「産廃スクラム37」）の事業として、本県を含む37都県市が10月12日に一斉実施した。

（本県の実施場所：みなかみ町の国道17号月夜野情報ターミナル駐車場）

キ 市町村職員の県職員併任発令

不適正処理事案への対応を強化するために、市町村職員を群馬県職員に併任して産業廃棄物に関する立入検査権を付与している。令和4年3月31日現在の併任職員数は、33市町村116名である。

ク 不法投棄監視カメラの貸出し

市町村と連携した廃棄物不法投棄監視体制の強化により、不法投棄の未然防止、拡大防止及び原因者の特定をするため、市町村に不法投棄監視カメラを貸し出している。

令和3年度の貸出件数は、4件であった。

ケ 意識啓発

各種広報媒体やチラシを活用して、適正処理の推進や不法投棄の未然防止及び情報提供を呼びかけた。

コ 廃棄物不適正処理防止連携事業

廃棄物の不適正処理防止を啓発するため、県警や中核市、(公社)群馬県環境資源創生協会、ほか関係団体と群馬県廃棄物不適正処理防止啓発推進本部を設置し、「廃棄物不適正処理防止啓発県民の集い」を継続開催している。

令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止となった。

9 土砂埋立ての適正化

(1) 「群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例」による規制

建設工事に伴い排出された土砂等による埋立て等について、周辺住民から有害物質の混入や堆積された土砂等の崩落が心配されている。

これらの状況も踏まえ、生活環境を保全するとともに、土砂災害の発生を防止するため、「群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（群馬県土砂条例）」を制定した。（平成25年6月21日公布、同年10月1日施行）

厳正な許可審査や立入検査等により土砂等の埋立て等の適正化を推進するとともに、広報啓発、不適正処理対策と同様の監視指導、警察及び関係機関との連携により、不適正事案等の未然防止・早期発見・早期解決に取り組んでいる。

(2) 主な規制の内容

ア 土壌基準に適合しない土砂等による埋立て等の規制

埋立て等のために搬入される土砂等の汚染に関する基準（土壌基準）を規則で定め、土壌基準に適合しない土砂等による埋立て等を禁止する。

イ 特定事業の許可

土砂等による埋立て等を行う区域以外の区域から排出又は採取された土砂等により、3,000 m³以上の埋立て等を行う事業（特定事業）を許可の対象とし、特定事業を行おうとする者（事業者）は、原則として知事の許可を要する。

ウ 土砂等の搬入の事前届出

排出現場の確認及び土壌の安全性を担保するため、許可を受けた事業者は、土砂等を搬入する10日前までに、排出現場ごとの土砂等排出元証明書及び当該土砂等に係る土壌検査証明書を添付のうえ、届出書を提出しなければならない。

エ 定期検査及び立入検査

許可を受けた事業者に対し、特定事業区域の定期的な土壌検査及び検査結果の報告を義務付けるとともに、立入検査を実施する。

[表－1－16 特定事業の許可状況]

(単位：件)

年 度	H28	H29	H30	R 元	R 2	R 3
許 可	10	4	5	7	6	10
変更許可	2	3	4	2	1	2

(3) 市町村との連携

群馬県土砂条例の規制が及ばない 3,000 m²未満の土砂の埋立て事案に対応するためには、各市町村において、地域の実情に合わせた市町村土砂条例を制定することが不可欠である。

このため、市町村に対して、市町村土砂条例“例”の提供、条例制定の必要性の説明など、市町村土砂条例の制定促進に取り組んでいる。

令和3年度は、条例運用における課題等の情報交換等のため、全市町村を対象とした群馬県土砂条例連絡会議を開催した。(書面開催)

[表－1－17 土砂条例を制定している市町村] (29市町村) (令和4年3月31日現在)

市町村	桐生市・沼田市・館林市・渋川市・富岡市 ・安中市・みどり市・榛東村・吉岡町・神流町・下仁田町・甘楽町・中之条町・高山村・片品村・川場村・昭和村・みなかみ町・玉村町・明和町・千代田町	太田市・伊勢崎市・上野村	高崎市・板倉町・邑楽町	前橋市・藤岡市
許可対象面積	500m ² 以上 3,000m ² 未満	1,000m ² 以上 3,000m ² 未満	500m ² 以上	1,000m ² 以上
県条例の適用	3,000m ² 以上		適用しない	

10 処理施設の確保

(1) 産業廃棄物処理施設整備資金融資制度（令和3年度）

産業廃棄物処理施設設置者に対して低利の融資を行うことにより、処理施設の設置促進を図るため、昭和63年度から「産業廃棄物処理施設整備資金」を設けている。

ア 融資枠	3億円（再生利用施設整備対策として別途5億5千万円）
イ 融資対象者	県内の中小企業者及び中小企業団体 （産業廃棄物の排出事業者、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物関係団体）
ウ 資金使途	産業廃棄物进行处理するための設備に要する資金 （例）再利用施設、中間処理施設、最終処分場、焼却施設の改造
エ 融資限度額	一般5,000万円以下 再生利用施設7,000万円以下
オ 融資期間	7年（うち据置1年）以内。ただし、建物の新築または改築は10年（うち据置1年）以内
カ 融資利率	保証なし 年1.7%以下 保証付き { 責任共有制度対象 年1.4%以下 責任共有制度対象外 年1.3%以下
キ 申込先	金融機関（借入れ申込前に県廃棄物・リサイクル課と協議が必要）

(2) 最終処分場モデル研究事業

モデル研究事業制度は、民間事業者の確実な施設設置計画に対して、県有地の貸与、県による地元調整、周辺施設の整備に対する助成等、県が積極的に支援するとともに、施設の設置及び運営が適正に行われるよう県が指導監督することにより、住民にとって安全で安心できる施設の確保を図ろうとしたものである。

この制度に基づき、安定型最終処分場については、平成12年3月に桐生市新里町関地区内において工事に着手し、平成14年にはⅠ期工事が竣工し、同年2月から稼動。平成18年1月に残余のⅡ期工事が竣工され、現状の処分場が完成。平成29年1月20日をもって埋立てが終了し、令和元年9月30日に廃止した。

ア 最終処分場モデル研究事業の概要

	モデル研究事業	一般の処分場
処分場の設置・運営	民間事業者	民間事業者
地元調整	県が調整	事業者が調整
用地	県有地を事業者に貸与	事業者の所有、借地
地元協定	安全性・環境の協定は義務	要求があった場合、協定化
監視体制	県が常時監視、地元立入検査	自己監視、県は定期検査
事故等の保証	事業者（保険加入義務あり） 県（土地所有者の責任）	事業者（保険加入義務なし）
周辺整備への補助	市町村事業に対する補助	原則なし

イ 安定型モデル最終処分場の概要

(ア) 施設の位置

桐生市新里町関地内

(イ) 全体面積 10.16 ha

内訳

最終処分場用地	3.94 ha
残置森林用地	6.22 ha

(ウ) 最終処分場の具体的内容

a 埋立容量 365,016.19 m³

(平成26年6月10日付届出により 333,000 m³から変更)

b 埋立品目 安定5品目 (がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず)

c 埋立終了 平成29年1月20日

d 廃止 令和元年9月30日

第3節 減量化、リサイクル

1 減量化・リサイクルの状況

産業廃棄物及び一般廃棄物の減量化・リサイクルの状況は、次表のとおりである。

[表-1-1 産業廃棄物減量化・再生利用状況] (平成30年度群馬県廃棄物実態調査結果 (平成29年度実績))

※調査は毎年実施していないため、平成29年度データが最新になります。

(単位：千トン/年)

種類	区分	排出量	減量化量	再生利用量	最終処分量
燃	え	2	0 (0)	1 (50)	0 (0)
汚	泥	1,693	1,468 (87)	186 (11)	39 (2)
廃	油	90	58 (64)	31 (34)	0 (0)
廃	酸	24	11 (46)	13 (54)	0 (0)
廃	アルカリ	16	7 (44)	8 (50)	0 (0)
廃	プラスチック類	124	27 (22)	86 (69)	11 (9)
紙	くず	9	1 (11)	7 (78)	0 (0)
木	くず	152	17 (11)	133 (88)	1 (1)
織	維くず	1	1 (100)	1 (100)	0 (0)
動植物性	残さ	188	62 (33)	126 (67)	0 (0)
動物系	固形不要物	—	—	—	—
ゴ	ムくず	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)
金	属くず	89	0 (0)	88 (99)	1 (1)
ガラ	スクズ等	169	0 (0)	152 (90)	17 (10)
鉦	さい	168	0 (0)	143 (85)	25 (15)
が	れき類	910	0 (0)	899 (99)	11 (1)
ば	いじん	14	0 (0)	13 (93)	1 (7)
その他	産業廃棄物	49	19 (39)	19 (39)	11 (22)
合	計	3,697	1,671 (45)	1,907 (52)	118 (3)

注1 数値欄の「0」は、千トン未満の数値があることを示す。

2 減量化量、再生利用量、最終処分量は、中間処理等による廃棄物の種類の変化を考慮せずに集計した量

3 各区分ごとの()内の数値は、排出量に対する割合を示す。

4 各種類ごとに「その他量」があるため、減量化量、再生利用量、最終処分量を合計しても排出量及び100%にはならない場合がある。

[表-1-2 収集ごみからの資源化・集団回収による資源化の状況] (令和3年度)

環境 (森林) 事務所	市町村名	収集ごみからの資源化の状況															
		紙類	紙パック	紙製容器 包装	金属類	ガラス類	ペットボトル	白色トレイ	容器包装 プラスチック類	プラスチック類 (白色トレイ、 容器包装 除く)	布類	肥料	飼料	溶融 スラグ	固形燃料	焼却灰・ 飛灰のセ メント原 料化	
		21,851	112	342	13,479	8,592	4,060	31	4,099	520	1,582	432	22	5,781	143	5,911	
中部	前橋市	3,923			1,929	1,925	929		1,795		684					1,999	
	伊勢崎市	2,535	10		1,944	269	259		657		317						
	玉村町	319	2	28	274	208	96	2			62					100	
	渋川市				469	300	147										
	榛東村	54		24	110	29	12				3						
	吉岡町				96	82	49										
西部	高崎市	5,580	18		2,247	1,602	578	1			4						
	安中市	471			418	128					68						
	藤岡市	753			521	292	135	7	2		5					2,228	
	上野村											52					
	神渡町	78			20	27	7								143		
	富岡市	709	6		308	238	162		218								
	甘楽町	309	1		71	67	27		32		14						
	下仁田町	48			49	39	10										
南牧村	12			12	10	3											
吾妻	中之条町	208	1	102	176	121	40		70		7						
	高山村	37		19	32	24	7		13		1						
	東吾妻町	154	1	81	136	97	30		57		5						
	長野原町	142			66	2	9										
	嬭恋村	251			112	2	14										
	草津町	190			92	122	82										
利根沼田	沼田市	821	6		382	429	152		291	335	13						
	川場村	71	1		8	31	11	6			1						
	昭和村																
	片品村	88	1		25	40	4										
	みなかみ町	352	1		150	128	43				104	376					
東部	太田市	173	36		1,475	1,024	436	8	474					4,241			
	館林市	1,371			475	493	246		219	107	166					1,102	
	板倉町	259			137	103	39		56	27	42						
	明和町	271	3	88	75	70	32	1	47	41	63						
	千代田町	208	2		105	76	22		24	7	17	4	22	236			
	大泉町	254	7		257	191	81	1	89	3				844			
	邑楽町	249	4		159	120	51	1	55		6			460		482	
	桐生市	1,933	11		839	222	272	4									
	みどり市	28	1		310	81	75										

(単位：t)

集 団 回 収 に よ る 資 源 化 の 状 況															
廃食用油	その他	計	紙類	紙バック	紙製容器包装	金属類	ガラス類	ペットボトル	白色トレイ	容器包装プラスチック類	プラスチック類 (白色トレイ、 容器包装 除く)	布類	廃食用油	その他	計
43	11,389	78,389	19,156	57	705	570	140	149	1	17		258	4	18	21,075
	1,835	15,019	6,011									186			6,197
19	915	6,925	575	3								3			581
	772	1,863	320	3	23	4	1					3			354
7	3	926	1,219	2	587	129	13					9			1,959
		232	67			3						1			71
		227	184	1	70	13	3					3			274
		10,030	3,959	21		128	31					38			4,177
3	98	1,186	716	3		61		97				7			884
5	202	4,150	1,078	4		32		14							1,128
		52	32			10	10							11	63
	14	289													
	124	1,765	875	4		7	2					1			889
3	5	529													
		146	28											1	29
		37	15												15
	38	763	39		9	1								4	53
	7	140	13		8	4									25
	31	592	29		8	1	1								39
	9	228	37			3	1							1	42
	14	393				1									1
	21	507	23												23
	49	2,478	338	1		9	3					4			355
		129													
			208	11		27	61	30	1	17					355
	63	221													
	70	1,224	63			8		8							79
	5,102	12,969	1,562			59	5					2			1,628
	110	4,289	541	3		9	1					1			555
2	166	831	56			6									62
2	222	915	41	1											42
1	316	1,040	8			1									9
	500	2,227	72			1	1								74
1	96	1,684	30												30
	591	3,872	463			38	3								504
	16	511	554			15	4						4	1	578

2 自動車リサイクルの状況

(1) 使用済自動車の引取台数の状況

令和3年度全国における使用済自動車の引取台数は約304万台となり、前年度から約10万4千台減少した。本県では約3千台減少して約6万7千台となった。

[表-1-3 使用済自動車の引取台数] (前橋市分・高崎市分を含む県内)

(単位:台)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
69,124	67,523	70,643	70,239	67,291

(2) 登録、許可業者数(令和3年度末現在)

令和3年度本県における引取・フロン類回収登録業者数、解体・破砕許可業者数の合計は734事業者で、前年度から6事業者増加した。

[表-1-4 登録、許可業者数] (前橋市分・高崎市分を含む県内)

引取業者	フロン類回収業者	解体業者	破砕業者	合計
437(436)	160(158)	115(112)	22(22)	734(728)

注 ()内は、前年度の登録、許可業者数

(3) 自動車リサイクル法関連事業者への指導(令和3年度)

自動車リサイクル法関連事業者に対しては、立入検査計画を策定し、計画的に検査を実施している。特に、令和3年度に登録や許可期間の満了を迎える事業者を中心に、114事業者(前橋市及び高崎市を除く。)に立入検査を実施し、法令基準の遵守指導、更新手続等の教示を行った。

[表-1-5 自動車リサイクル法関連事業者の立入検査実施数]

引取業者	フロン類回収業者	解体業者	破砕業者	合計
42(25)	36(28)	32(27)	4(1)	114(81)

注 ()内は、前年度の立入検査実施数

(4) 遅延報告状況

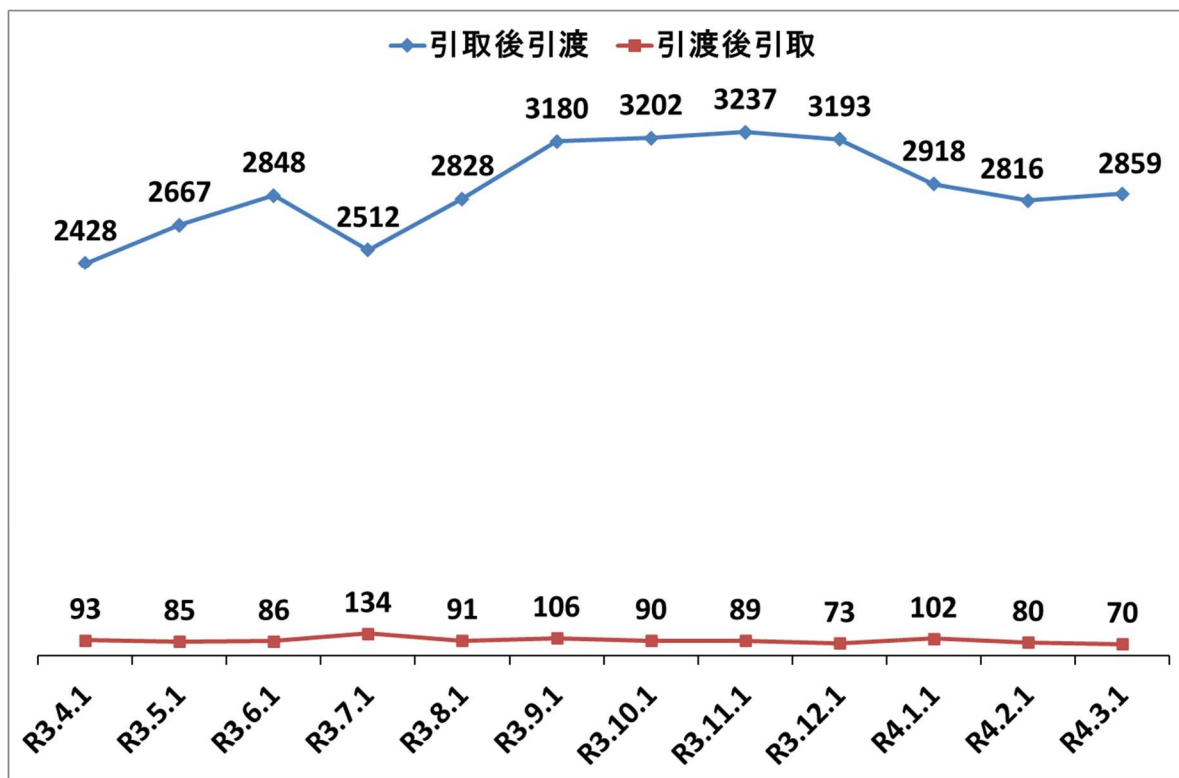
使用済自動車、エアバッグ類の遅延報告の合計は、図-1-1のとおりである。

引取業者・フロン類回収業者・解体業者・破砕業者の順で使用済自動車は解体等の作業が行われる。各業者間で使用済自動車の引き取り、引き渡しが行われる都度、自動車リサイクルシステムに報告(登録)が必要となる。

しかし、引き取った後に、法令で定められた期限を過ぎても次の業者に引き渡した報告がされない場合は「引取後引渡」が、引き渡したにもかかわらず、引き取りをした報告がされない場合は「引渡後引取」が、遅延している旨の連絡が、公益財団法人

自動車リサイクル促進センターから管轄する自治体にされる。

[図－1－1 遅延報告状況] (前橋市分・高崎市分を除く県内) (単位：台)



3 家電リサイクルの状況

(1) 引取の状況

令和3年度に県内5つの指定引取場所において引き取られた廃家電4品目は、約3,562百台で、前年度比約5.8%減少した。

[表-1-6 家電4品目引取台数推移] (単位: 百台)

品目名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
エアコン	499	902	871	919	817
ブラウン管式テレビ	202	219	217	216	157
液晶式・ プラズマ式テレビ	292	471	607	701	693
電気冷蔵庫・ 電気冷凍庫	516	807	892	860	813
電気洗濯機・ 衣類乾燥機	683	1,011	1,137	1,086	1,081
合 計	2,192	3,410	3,724	3,782	3,562

注 台数は四捨五入してあるため各欄の数値の和と合計数値が一致しない場合がある。

4 小型家電リサイクルの状況

(1) 実施状況

小型家電の具体的な回収方法や対象品目は市町村により異なっており、令和3年度は33市町村が小型家電の回収を実施している。

第 2 章 關係資料

第1節 一般廃棄物関係

1 し尿処理関係

表-2-1 し尿処理の状況（令和3年度）

環境 (森林) 事務所	市町村別	総人口 A	水洗化人口					水洗化率 (B+C+D+E)/A	汚水衛生 処理率 (B+C+d+E)/A	非水洗化人口				
			公共下水道		コミュニティプラント		浄化槽 D			合併処理浄化槽 d	集落排水施設等 E	計画収集 人口 F	自家処理 人口 G	
			B/A	49.8%	C/A	1.0%								D/A
			人	人	人	人	人			人	人	%	%	人
合計(35)		1,947,506	969,661	20,271	780,710	416,917	95,519	95.8	77.1	81,315	30			
中部	前橋市	333,843	230,560	2,951	71,339	47,870	23,800	98.4	91.4	5,193				
	伊勢崎市	212,671	67,019		121,084	59,583	8,144	92.3	63.4	16,424				
	玉村町	36,110	26,764		9,148	2,470		99.5	81.0	198				
	渋川市	75,089	28,711	769	20,032	9,273	17,060	88.7	74.3	8,517				
	榛東村	14,580	5,500		5,644	3,782	3,177	98.2	85.5	259				
	吉岡町	21,997	11,069		7,724	5,685	3,074	99.4	90.1	130				
西部	高崎市	371,218	261,778		100,493	37,907	3,404	98.5	81.6	5,543				
	安中市	56,178	16,757		36,963	17,742		95.6	61.4	2,458				
	藤岡市	63,751	16,549		44,388	26,286		95.6	67.2	2,814				
	上野村	1,136			1,096	1,096		96.5	96.5	40				
	神流町	1,707			1,440	859		84.4	50.3	267				
	富岡市	47,172	9,490		34,006	17,175	1,513	95.4	59.7	2,156	7			
	甘楽町	12,821	8,154		2,220	814	1,865	95.5	84.5	582				
	下仁田町	6,711			5,397	1,918		80.4	28.6	1,291	23			
	南牧村	1,622			1,123	595		69.2	36.7	499				
吾妻	中之条町	15,293	7,934		3,616	2,355	2,872	94.3	86.1	871				
	高山村	3,515			1,962	1,664	1,383	95.2	86.7	170				
	東吾妻町	12,979	2,081		7,682	5,576	1,522	86.9	70.7	1,694				
	長野原町	5,409	1,905		2,151	656	932	92.2	64.6	421				
	嬭恋村	9,549	3,449		3,100	1,739	2,372	93.4	79.2	628				
	草津町	6,188	4,540		1,641	946		99.9	88.7	7				
	利根 沼田	沼田市	46,175	25,384		15,417	7,842	2,020	92.7	76.3	3,354			
川場村		3,181	2,356		565	286		91.8	83.1	260				
昭和村		7,111			1,926	1,455	4,280	87.3	80.6	905				
片品村		4,207	992		2,493	1,020	467	93.9	58.9	255				
みなかみ町		18,053	7,329		9,889	5,754	22	95.5	72.6	813				
東部	太田市	223,383	79,667	13,832	108,228	58,767	12,656	96.0	73.8	9,000				
	館林市	75,091	33,704	1,901	36,173	24,842	661	96.5	81.4	2,652				
	板倉町	14,118	2,388		11,102	8,982		95.6	80.5	628				
	明和町	10,999	4,577		6,151	3,100		97.5	69.8	271				
	千代田町	11,132	2,134	588	7,330	4,251		90.3	62.6	1,080				
	大泉町	41,770	8,867		30,561	20,895		94.4	71.3	2,342				
	邑楽町	26,044	6,932		16,881	7,675		91.4	56.1	2,231				
	桐生市	106,808	78,617	230	20,046	8,378	3,517	95.9	85.0	4,398				
	みどり市	49,895	14,454		31,699	17,679	778	94.1	66.0	2,964				

注 各市町村の年間総排出量は、より実態に近い値に近づけるため、平成21年度分の集計から、次のとおり算出方法を改めた。
 ①各市町村の年間総排出量の算出方法（旧）：各市町村の非水洗のし尿収集量/各市町村の計画収集人口×各市町村の総人口
 ②各市町村の年間総排出量の算出方法（新）：県全体の非水洗のし尿収集量/県全体の計画収集人口×各市町村の総人口

市町村等による処理率 (B+C+D+F)/A	年間総排出量 イ (ハ/F*A)	計 画 取 集 量							自家処理量		1人1日排出量 ハ/F*1000/365	備 考
		年間総収集量				処理内容別			ト	浄化槽汚泥		
		ロ	クみ取りし尿 ハ	浄化槽汚泥 ニ	し尿処理施設			その他 ヘ				
					ホ	クみ取りし尿	浄化槽汚泥					
%	k1/年	k1/年	k1/年	k1/年	k1/年	k1/年	k1/年	k1/年	k1/年	k1/年	L/人・日	
95.1	1,193,772	481,781	49,844	431,937	452,386	48,739	403,647	29,395			1.68	
92.9	204,637	35,510	3,580	31,930	35,318	3,580	31,738	192			1.89	下水道投入 その他
96.2	130,362	61,386	6,115	55,271	46,898	5,010	41,888	14,488			1.02	下水道投入
100.0	22,134	4,093	338	3,755	4,093	338	3,755				4.68	
77.3	46,028	29,582	1,643	27,939	15,044	1,643	13,401	14,538			0.53	ごみ堆肥化施設 その他
78.2	8,937	2,489	180	2,309	2,489	180	2,309				1.90	
86.0	13,484	4,535	228	4,307	4,535	228	4,307				4.81	
99.1	227,547	54,302	3,189	51,113	54,302	3,189	51,113				1.58	
100.0	34,436	29,170	2,652	26,518	29,170	2,652	26,518				2.96	
100.0	39,078	22,368	2,672	19,696	22,368	2,672	19,696				2.60	
100.0	696	673	56	617	673	56	617				3.84	
100.0	1,046	1,355	309	1,046	1,355	309	1,046				3.17	
96.8	28,915	21,151	1,656	19,495	21,151	1,656	19,495		5		2.10	
85.5	7,859	2,146	377	1,769	2,146	377	1,769				1.77	
99.7	4,114	6,436	886	5,550	6,436	886	5,550		23		1.88	
100.0	994	1,653	348	1,305	1,653	348	1,305				1.91	
81.2	9,374	3,306	496	2,810	3,306	496	2,810				1.56	
60.7	2,155	1,950	137	1,813	1,950	137	1,813				2.21	
88.3	7,956	7,547	1,191	6,356	7,547	1,191	6,356				1.93	
82.8	3,316	2,756	314	2,442	2,756	314	2,442				2.04	
75.2	5,853	5,588	661	4,927	5,588	661	4,927				2.88	
100.0	3,793	1,635	120	1,515	1,635	120	1,515				46.97	
95.6	28,304	11,836	1,714	10,122	11,836	1,714	10,122				1.40	
100.0	1,950	637	147	490	637	147	490				1.55	
39.8	4,359	1,336	313	1,023	1,336	313	1,023				0.95	
88.9	2,579	3,290	481	2,809	3,290	481	2,809				5.17	
99.9	11,066	5,574	706	4,868	5,574	706	4,868				2.38	
94.3	136,928	69,142	4,485	64,657	69,142	4,485	64,657				1.37	
99.1	46,029	14,048	1,096	12,952	14,048	1,096	12,952				1.13	
100.0	8,654	4,321	330	3,991	4,321	330	3,991				1.44	
100.0	6,742	2,457	162	2,295	2,457	162	2,295				1.64	
100.0	6,824	4,030	389	3,641	4,030	389	3,641				0.99	
100.0	25,604	21,173	940	20,233	21,173	940	20,233				1.10	
100.0	15,964	10,531	1,014	9,517	10,531	1,014	9,517				1.25	
96.7	65,471	12,177	4,880	7,297	12,000	4,880	7,120	177			3.04	下水道投入
98.4	30,584	21,598	6,039	15,559	21,598	6,039	15,559				5.58	

表-2-2 し尿処理施設の状況(令和3年度)

No.	環境(森林)事務所	地方公共団体名	施設名	利用市町村 ()は委託	施設所在地
1		前橋市	前橋市し尿処理施設(し尿)	前橋市	前橋市六供町516-1
			前橋市し尿処理施設(浄化槽汚泥)	前橋市	前橋市六供町516-1
2	中部	伊勢崎市	伊勢崎市茂呂クリーンセンター	伊勢崎市・(玉村町)	伊勢崎市茂呂南町5097-2
3		伊勢崎市	伊勢崎市赤堀環境センター	伊勢崎市	伊勢崎市堀下町308-2
4		伊勢崎市	伊勢崎市境クリーンセンター	伊勢崎市	伊勢崎市境上矢島675
5		渋川地区広域市町村圏振興整備組合	渋川地区広域圏環境クリーンセンター	渋川市・榛東村・吉岡町	渋川市川島110
6	西部	高崎市	城南クリーンセンター	高崎市	高崎市和田多中町610
7		安中市	碓氷川クリーンセンターし尿処理施設	安中市	安中市原市65
8		多野藤岡広域市町村圏振興整備組合	岡之郷クリーンセンター	藤岡市・高崎市・神流町・(玉村町)	藤岡市岡之郷1423-1
			岡之郷クリーンセンター	藤岡市・高崎市・神流町・(玉村町)	藤岡市岡之郷1423-1
			岡之郷クリーンセンター	藤岡市・高崎市・神流町・(玉村町)	藤岡市岡之郷1423-1
9		上野村	上野村未利用資源活用施設	上野村	上野村乙父1299-1
10		富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合	富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合衛生管理センター	富岡市・甘楽町	富岡市田篠1297-1
11	甘楽西部環境衛生施設組合	下仁田南牧クリーンセンター	下仁田町・南牧村	下仁田町白山204-1	
12	吾妻	吾妻東部衛生施設組合	吾妻東部衛生センターし尿処理施設	中之条町・高山村・東吾妻町	中之条町大字中之条町316-1
13		西吾妻衛生施設組合	西吾妻衛生センター	長野原町・嬭恋村・草津町・中之条町六合区域	嬭恋村今井285
14	利根沼田	沼田市外二箇村清掃施設組合	沼田市外二箇村衛生センター	沼田市・川場村・昭和村・(片品村)	沼田市恩田町309-1
15		みなかみ町	奥利根アメニティパークし尿処理施設	みなかみ町	みなかみ町布施2806-1
16	東部	館林衛生施設組合	館林環境センター	館林市・板倉町・明和町・千代田町	館林市赤生田町65-1
17		大泉町	大泉町衛生センター	大泉町・(邑楽町)	大泉町仙石2-28-1
18		桐生市	桐生市境野水処理センター	桐生市・(みどり市)	桐生市境野町3-1511-1
19		太田市	太田市第一クリーンセンター	太田市	太田市古戸町1139
			太田市第二クリーンセンター	太田市	太田市古戸町1139
20	太田市	太田市新田クリーンセンター	太田市	太田市新田下田中町1342-1	
		計			

処理能力 (k1/日)	処理方式	使用開始 年度	令和3年度実績			備 考
			年間処理量		運転管理	
			し 尿 (k1/年度)	浄化槽汚泥 (k1/年度)		
33	高負荷 膜分離	1998	3,580		一部委託	
87	固液分離	1987		31,738	一部委託	
112	高負荷	1996	2,060	26,502	委託	
20	高負荷	1992				休止
50	高負荷	1985	2,820	15,166	委託	
94	標脱	1983	2,051	20,017	委託	
174	高負荷	1993	2,960	47,387	一部委託	
90	高負荷	1992	2,652	26,518	直営	
38	標脱, その他	1965			-	休止 (H20.10.30~)
45	好気	1972	466	4,182	委託	
90	好気	1982	2,744	24,617		
8	好気, その他	1999	56	617	委託	
75	好気	1978	2,033	16,055	直営	
29	高負荷	1995	1,234	6,855	直営	
62	高負荷	1995	1,824	10,979	委託	
40	高負荷	1983	1,095	8,884	直営	
78	嫌気, 高負荷, 焼却	1997	2,651	14,447	直営	
35	高負荷, 膜分離	2000	706	4,868	委託	
100	高負荷	1990	1,977	22,733	委託	
80	標脱	1980	1,954	29,750	委託	
195	嫌気, 好気, 高負荷, 膜分離	2002	26,478	7,120	委託	
100	その他	1984	1,934	33,111	委託	
120	標脱, その他	1995	1,236	21,170	委託	
46	膜分離	1991	1,315	10,376	委託	
1,801			63,826	383,092		

表一2-3-3 し尿処理経費の状況（令和3年度）

(単位：千円)

環境 (森林) 事務所	市町村別	建設・改良費		組合分担金		処理及び維持管理費										その他			計 N=(注1)
		A		B		C=D+E+F+J+K+L	D	E=F+G+H	F	G	H	I	J	K	L	M			
	市町村計(47)	549,273	532,942	16,331	4,919,827	553,381	1,877,386	135,113	1,741,751	522		1,564,149	923,764	1,147	144,945	4,673,950			
	前橋市	375,946	375,946		577,123	103,834	195,714	24,522	171,192			277,575			10,673	963,742			
	伊勢崎市	3,817	3,817		323,004	34,005	204,116		204,116			84,883				328,821			
	玉村町				49,645							49,645			49,645				
中	妙高地区広域市町村圏調整備前合				158,038	21,472	107,526		107,526			29,040			158,038				
	渋川市				101,484							101,484			47,982				
	榛東村				17,944							17,944							
	吉岡町				30,532							30,532							
	高崎市				371,744	59,676	198,005		198,005			78,039			9,304	345,024			
	安中市				132,143	40,395	77,027		77,027			14,721			1,640	133,783			
	多野郡岡田広域市町村圏調整備前合	8,250	8,250		186,947	27,965	56,312		56,312			102,670			855	196,052			
	藤岡市				128,861							128,861			27	27			
	上野村														11,359	11,359			
	神流町				10,387		27		27			10,360				27			
西	富岡市	15,617	15,617		91,184	44,481	46,703		46,703						32,879	139,680			
	富岡市				92,887							92,887							
	甘楽町				13,127							13,127							
	甘楽西部環境衛生施設組合				68,133	12,895	37,061		37,061			18,177			68,133				
	下仁田町				47,693							47,693							
	南牧村				20,440							20,440							
吾	吾妻東部衛生施設組合				87,012	15,114	36,849		36,849			34,144			4,722	91,734			
妻	中之条町				27,904							27,904							
	高山村				11,600							11,600							
	東吾妻町				39,950							39,950							

吾妻	西吾妻衛生施設組合				84,518	44,710	39,808	39,808										5,001	89,519
	西吾妻環境衛生施設組合																		
	長野原町				24,650														24,650
	嬭恋村				36,957														36,957
	草津町				17,773														17,773
	沼田市外二箇村清部施設組合				114,793	29,021	79,538	79,538									6,234		114,793
利根	沼田市				70,344		1,839	1,839									13,007		55,498
	川場村				5,309														5,309
沼田	昭和村				9,678														9,678
	利根東部衛生施設組合																		
	片品村																		
	みなかみ町				105,398	5,615	12,879	12,879									86,904		105,398
	太田市外三町広域清部組合																		
	太田市	8,000	8,000		351,109	14,089	31,086	31,086									305,692	242	359,109
	館林衛生施設組合	113,608	113,608		208,840	53,728	88,941	88,941	3,190	85,751							66,171	313	322,761
	館林市	9,274	9,274		110,789														110,789
	板倉町	2,945	2,945		35,188														35,188
	明和町	1,645	1,645		19,648														19,648
東部	大泉町外二町環境衛生施設組合																		
	千代田町	2,467	2,467		29,468														29,468
	大泉町	5,627	5,627		282,272	9,057	54,190	54,190									219,025		287,899
	邑楽町	2,077	2,077		135,349												108,007		137,426
	桐生市				393,786	37,324	286,247	286,247	23,699	262,548							70,215		393,786
	みどり市				296,176			296,176	54,521	241,655								20,190	316,366

注1 「市町村計」の項は $N = A - B + C - K + M$ であり、各市町村の項は $N = A + C + M$ である。そのため、「市町村計」の計は、各市町村の計の合計とは異なる。

2 し尿1kl当たりの処理費(建設・改良費除く) (4,673,950 千円 - 532,942 千円) ÷ $\frac{481,781 \text{ t}}{\text{年間総収集量}}$ = 8,595 円

3 県民1人当たりに要した経費(建設・改良費含む) (4,673,950 千円 ÷ $\frac{A - B}{\text{総人口} - \text{公共下水道人口}}$) = 4,780 円

表-2-4 コミュニティ・プラントの状況 (令和3年度)

No.	環境(森林)事務所	地方公共団体	施設名	施設所在地	規模(人)	計画最大汚水量(m ³ /日)	処理方法	使用開始年度	令和3年度実績		備考
									汚水処理量(m ³ /年度)	運転管理	
1	中部	前橋市	前橋市下川住宅団地排水処理施設	前橋市下川町57-8	3,700	2,050	長時間ばっ気	1980	200,923	一部委託	
2		前橋市	前橋市城南住宅団地排水処理施設	前橋市鶴が谷町31-10	1,900	1,100	長時間ばっ気	1986	180,121	一部委託	
3		渋川市	渋川市金井住宅団地汚水処理施設	渋川市金井3038-1	1,900	950	長期間ばっ気	1980	118,424	委託	
4	西部	富岡市	富岡市榑端住宅団地汚水処理施設	富岡市中高瀬71	1,400	280	長時間ばっ気	1972	2,049	委託	
5		富岡市	富岡市神田住宅団地汚水処理施設	富岡市下高瀬105	163	50	接觸ばっ気	1991	2,716	委託	
6	東部	太田市	太田市宝町団地コミュニティ・プラント	太田市宝町773	6,400	3,200	標準活性汚泥	1975	184,983	委託	
7		太田市	太田市矢場新町団地コミュニティ・プラント	太田市矢場新町122	2,600	1,300	長時間ばっ気	1982	159,342	委託	
8		太田市	太田市成塚団地コミュニティ・プラント	太田市成塚町158-8	3,500	1,750	長時間ばっ気	1988	153,912	委託	
9		太田市	太田市ベルタルタウン城西の杜コミュニティ・プラント	太田市城西町4-2	3,800	1,691	長時間ばっ気	2002	240,433	委託	
10		太田市	太田市いずみ団地コミュニティ・プラント	太田市新田早川町10-1	5,464	2,000	標準活性汚泥	1979	210,395	委託	
11		太田市	太田市いくしな団地コミュニティ・プラント	太田市新田瑞木町13-17	2,190	1,128	長時間ばっ気	1993	159,431	委託	
12	館林市	館林市	館林市分福地域し尿処理施設	館林市分福町847-43	2,200	924	長時間ばっ気	1984	127,590	委託	
13		千代田町	ふれあいタウンちよだコミュニティプラント	千代田町上五箇440-1	1,330	459	長時間ばっ気	2002	49,214	委託	
14		邑楽町	邑楽町明野浄化センター	邑楽町明野32-6	2,550	1,290	長時間ばっ気	1987	126,192	委託	
15		桐生市	桐生市間々通住宅団地汚水処理場	桐生市相生町5-102-7	130	250	長時間ばっ気	1982			休止
16	桐生市	桐生市新堀住宅団地汚水処理場	桐生市川内町3-535	280	165	長時間ばっ気	1995	18,452	委託		
		計			39,507	18,587			1,934,177		

表一 2-5 (1) 浄化槽設置数 (全体)

(令和3年度末現在)

保健所設置市及び環境 (森林)事務所名	合計 ①+②	20	21 }	101 }	201 }	301 }	小計 ①	501 }	1,001 }	2,001 }	3,001 }	4,001 }	5,001 }	10,001 }	小計 ②	令和2年 度末 設置数③	増加数 ①+②-③
前橋市	27,532	26,054	1,297	89	29	25	27,494	13	10	12	1	1	1		38	27,508	24
高崎市	35,648	33,693	1,761	97	41	36	35,628	10	9	1					20	35,677	▲ 29
中部	64,397	59,696	4,249	238	84	65	64,332	27	20	10	2	5	1		65	64,264	133
西部	49,557	47,154	2,135	129	54	53	49,525	20	6	2	2	1	1		32	49,369	188
吾妻	15,278	14,467	673	47	22	31	15,240	10	21	7					38	15,582	▲ 304
利根沼田	13,552	12,382	982	84	32	39	13,519	15	10	5	3				33	13,573	▲ 21
東部	99,798	92,860	6,302	306	154	99	99,721	45	26	4	1		1		77	99,614	184
合計	305,762	286,306	17,399	990	416	348	305,459	140	102	41	9	7	4	0	303	305,587	175

表一 2-5 (2) 浄化槽設置数 (旧構造基準適用のもの)

種類	人槽	合計 ①+②+③	}	21 }	101 }	小計 ①	201 }	301 }	小計 ②	501 }	1,001 }	2,001 }	3,001 }	4,001 }	5,001 }	10,001 }	小計 ③
単独処理	腐敗型	4,579	4,248	276	27	4,551	23	5	28								0
	ばっ気型	22,222	20,748	1,381	56	22,185	17	20	37								0
	その他	822	779	42	1	822			0								0
	小計	27,623	25,775	1,699	84	27,558	40	25	65		0	0	0	0	0	0	0
合併処理	散水ろ床	0				0			0								0
	活性汚泥	125		13	30	43	20	31	51	17	10	2	2				31
	その他	2				0		2	2								0
	小計	127	0	13	30	43	20	33	53	17	10	2	2	0	0	0	31
合計	27,750	25,775	1,712	114	27,601	60	58	118	118	17	10	2	2	0	0	0	31

注1 浄化槽の基数は、浄化槽法第5条第1項、建築基準法第6条第1項、同法第18条第2項、旧廃棄物処理法第8条第1項及び旧清掃法第13条の規定に基づいて、県、保健所を有する市及び建築主事を置く市によって把握された全設置基数である。

2 集落排水施設等である浄化槽を含む。

表-2-5(3) 浄化槽設置数(新構造基準適用のもの)

(令和3年度末現在)

種類	人槽	合計 ①+②+③										小計 ②	501 1,000	1,001 2,000	2,001 3,000	3,001 4,000	4,001 5,000	5,001 10,000	10,001 }	小計 ③
		5 10	11 20	21 50	51 100	101 200	小計 ①	201 300	301 500	小計 ②										
単独処理浄化槽	分離接触ばっ気	118,331	105,567	5,114	7,153	390	87	118,311	15	5	20									0
	分離ばっ気	15,851	14,911	394	463	78	2	15,848	1	2	3									0
	散水ろ床	0						0			0									0
	その他の	159	138	7	13	1		159			0									0
小計		134,341	120,616	5,515	7,629	469	89	134,318	16	7	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0
併合処理浄化槽	分離接触ばっ気	2,060	109	621	1,327		1	2,058		1	1	1								1
	嫌気ろ床接触ばっ気	22,910	22,664	198	46		1	22,909	1		1									0
	脱窒ろ床接触ばっ気	0						0			0									0
	回転板接触	3						0	1	1	2									1
	接触ばっ気	1,634				681	475	1,156	228	173	401	51	21	3	2					77
	散水ろ床	0						0			0									0
	長時間ばっ気	97					4	4	14	29	43	24	13	9	2	2				50
	標準活性汚泥	1							0		0	0								1
	接触ばっ気・ろ過	0							0			0								0
	凝集分離	0							0		0	0								0
	接触ばっ気・活性炭	0							0		0	0								0
	凝集分離・活性炭	0							0		0	0								0
	硝化液循環	0							0		0	0								0
	三次処理脱窒・脱磷	0							0		0	0								0
大臣認定型		116,966	108,577	2,231	4,803	732	306	116,649	96	79	175	47	58	27	3	5	2		142	
	うち窒素除去高度処理型	74,381	70,885	1,068	2,000	292	66	74,311	12	11	23	19	23	3	2				47	
	うち窒素・リン同時除去高度処理型	2			2			2			0									0
	うちBOD除去高度処理型	9				3	3	6		1	1	2							2	
小計		143,671	131,350	3,050	6,176	1,413	787	142,776	340	283	623	123	92	39	7	4	0	0	272	
合計		278,012	251,966	8,565	13,805	1,882	876	277,094	356	290	646	123	92	39	7	4	0	0	272	

注1 浄化槽の基数は、浄化槽法第5条第1項、建築基準法第6条第1項及び同法第18条第2項の規定に基づき、県、保健所を設置する市及び建築主事を置く市によって把握された設置基数である。
 2 集落排水施設等である浄化槽を含む。

表－２－６ 浄化槽法定検査の状況

ア 令和３年度検査結果

保健所設置 市及び 環境(森林) 事務所名	第7条検査		第11条検査								
			全項目		効率化			合計			
	実施数	判定結果数	実施数	判定結果数	実施数	判定結果数	実施数 実施率	判定結果数			
前橋市	イ	142	1,826	イ	368	17,464	イ	6,633	19,290	イ	7,001
	ロ	132		ロ	1,310		ロ	10,776		ロ	12,086
	ハ	14		ハ	148		ハ	55		ハ	203
高崎市	イ	250	3,512	イ	827	27,262	イ	13,714	30,774	イ	14,541
	ロ	145		ロ	2,334		ロ	13,317		ロ	15,651
	ハ	47		ハ	351		ハ	231		ハ	582
中部	イ	512	5,502	イ	1,138	42,074	イ	15,120	47,576	イ	16,258
	ロ	334		ロ	3,860		ロ	26,668		ロ	30,528
	ハ	66		ハ	504		ハ	286		ハ	790
西部	イ	431	4,223	イ	1,044	40,486	イ	19,625	44,709	イ	20,669
	ロ	242		ロ	2,833		ロ	20,637		ロ	23,470
	ハ	42		ハ	346		ハ	224		ハ	570
吾妻	イ	76	1,256	イ	388	9,015	イ	4,421	10,271	イ	4,809
	ロ	48		ロ	703		ロ	4,458		ロ	5,161
	ハ	17		ハ	165		ハ	136		ハ	301
利根沼田	イ	55	1,661	イ	356	9,923	イ	5,006	11,584	イ	5,362
	ロ	42		ロ	1,114		ロ	4,816		ロ	5,930
	ハ	5		ハ	191		ハ	101		ハ	292
東部	イ	737	7,503	イ	1,588	64,957	イ	26,280	72,460	イ	27,868
	ロ	426		ロ	5,122		ロ	38,278		ロ	43,400
	ハ	78		ハ	793		ハ	399		ハ	1,192
合計	イ	2,203	25,483	イ	5,709	211,181	イ	90,799	236,664	イ	96,508
	ロ	1,369		ロ	17,276		ロ	118,950		ロ	136,226
	ハ	269		ハ	2,498		ハ	1,432		ハ	3,930

注1 判定「イ」－「適正である」、「ロ」－「おおむね適正であるが、一部改善を要する」
「ハ」－「不適正である」

- 第11条検査において、「全項目」とは、指定検査機関の検査員により法令で定められた全ての項目を検査するものである。「効率化」とは、浄化槽保守点検業者が、検査の一部を代行するもので、法令で定められた検査項目のうち、一部を省略して行うものである。
- 集落排水施設等である浄化槽を含む。

イ 処理方式別検査結果（令和3年度結果）

(1) 第7条検査

種別	人槽別	処理方式名	実施数 (件)	判定結果		
				イ	ロ	ハ
合併処理	500人槽以下	回転板接触方式	0 (0.0%)			
		接触ばっ気方式	0 (0.0%)			
		長時間ばっ気方式	0 (0.0%)			
		分離接触ばっ気方式	0 (0.0%)			
		嫌気性ろ床接触ばっ気方式	2 (0.05%)	2 (100.0%)		
		その他の方式	3,837 (99.9%)	2,200 (57.3%)	1,368 (35.7%)	269 (7.0%)
	501人槽以上	回転板接触方式	0 (0.0%)			
		接触ばっ気方式	0 (0.0%)			
		長時間ばっ気方式	0 (0.0%)			
		その他の方式	2 (100.0%)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	
合計			3,841	2,203	1,369	269

注1 判定「イ」－「適正である。」、「ロ」－「おおむね適正であるが、一部改善を要する。」
「ハ」－「不適正である。」

2 集落排水施設等である浄化槽を含む。

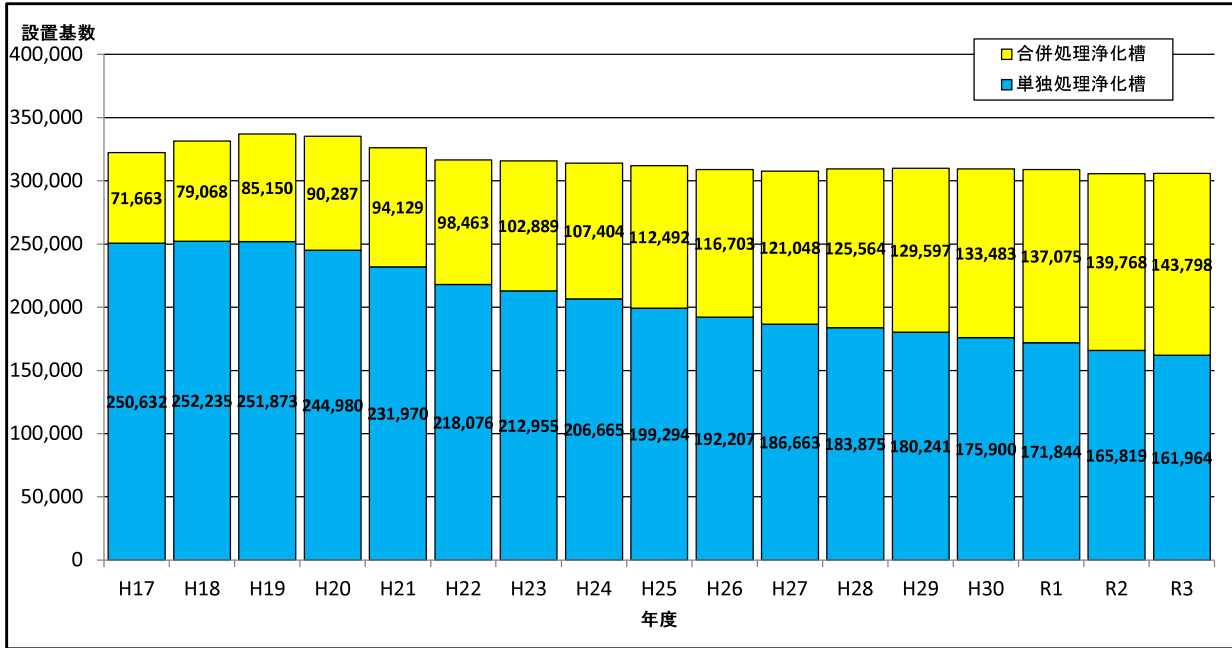
(2) 第11条検査

新旧別	種別	処理方式名	実施数 (件)	判定結果				
				イ	ロ	ハ		
旧構造	単独処理	腐敗タンク方式等	2,578 (14.4%)	400 (15.5%)	1,924 (74.6%)	254 (9.9%)		
		長時間ばっ気方式等	15,351 (85.6%)	4,510 (29.4%)	10,503 (68.4%)	338 (2.2%)		
		その他の方式	4 (0.0%)	1 (25.0%)	3 (75.0%)			
	合併処理	散水ろ床方式	0 (0.0%)					
		活性汚泥方式	120 (98.4%)	12 (10.0%)	101 (84.2%)	7 (5.8%)		
		その他の方式	2 (1.6%)		2 (100.0%)			
新構造	単独処理	分離接触ばっ気方式	90,671 (88.7%)	35,547 (39.2%)	53,662 (59.2%)	1,462 (1.6%)		
		分離ばっ気方式	11,447 (11.2%)	3,892 (34.0%)	7,267 (63.5%)	288 (2.5%)		
		散水ろ床方式	0 (0.0%)					
		その他の方式	119 (0.1%)	21 (17.6%)	86 (72.3%)	12 (10.1%)		
	合併処理	回転板接触方式	3 (0.003%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)		
		接触ばっ気方式	1,504 (1.3%)	147 (9.8%)	1,243 (82.6%)	114 (7.6%)		
		長時間ばっ気方式	94 (0.1%)	17 (18.1%)	73 (77.7%)	4 (4.3%)		
		その他の方式	114,771 (98.6%)	51,960 (45.3%)	61,361 (53.5%)	1,450 (1.3%)		
		合計			236,664	96,508	136,226	3,930

注1 判定「イ」－「適正である。」、「ロ」－「おおむね適正であるが、一部改善を要する。」
「ハ」－「不適正である。」

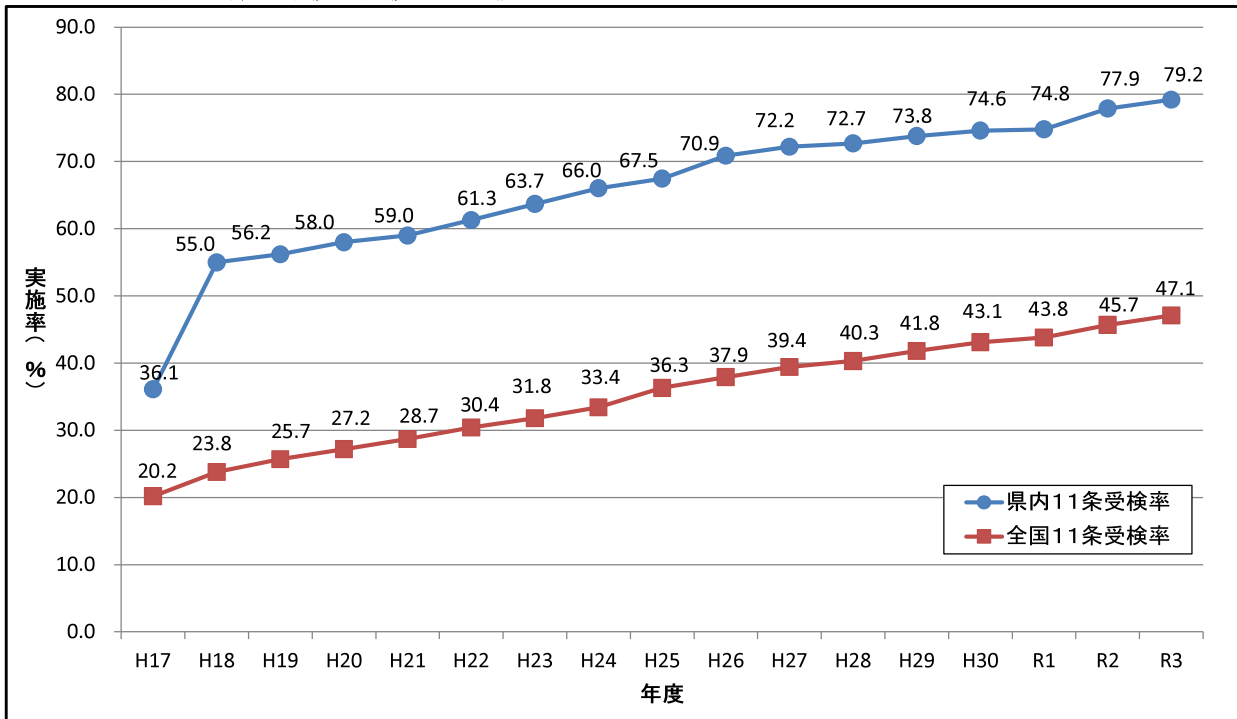
2 集落排水施設等である浄化槽を含む。

図－２－１ 県内の浄化槽設置基数の推移



注1 平成13年4月から単独処理浄化槽の設置が禁止された。
 2 集落排水施設等である浄化槽を含む。

図－２－２ 県内の第11条検査受検率の推移



注1 県内では、平成17年度から効率化11条検査を導入した。
 2 集落排水施設等である浄化槽を含む。

表－２－７ 浄化槽保守点検業者の登録状況

(令和3年度末)

環境(森林)事務所名	中部	西部	吾妻	利根沼田	東部	合計
登録業者数	73	44	12	7	92	228
浄化槽管理士数	264	254	58	29	311	916

2 ごみ処理関係

表-2-8 ごみ処理の状況 (令和3年度)

環境 (森林) 事務所	市町村別	総人口 A	計画収集人口 人	自家処理人口 人	分別収集区分					収集形態				生活系ごみ 処理手数料				総排出量 t/年	計 画	
					可燃・不燃・資源・その他・粗大					直 営 委 託 許 可				無料・従量 定額・多量					可燃ごみ t/年	不燃ごみ t/年
					可 35	不 35	資 35	他 15	粗大 24	直 16	委 33	許 28	無 19	従 14	定 2	その他	イ			
合計(35)		1,947,506	1,946,970	536	可 35	不 35	資 35	他 15	粗大 24	直 16	委 33	許 28	無 19	従 14	定 2	その他	イ	ロ	ハ	
中部	前橋市	333,843	333,843		可	不	資	他	粗	直	委	許	無				111,714	85,523	2,744	
	伊勢崎市	212,671	212,671		可	不	資	他	粗	直	委	許	無				74,020	59,058	1,914	
	玉村町	36,110	36,110		可	不	資				委	許	無				13,112	10,258	239	
	渋川市	75,089	75,089		可	不	資		粗	直	委	許	無				30,928	17,068	1,186	
	榛東村	14,580	14,580		可	不	資		粗	直	委	許	無				4,365	3,188	276	
	吉岡町	21,997	21,997		可	不	資		粗		委	許	無				7,268	4,855	256	
西部	高崎市	371,218	371,218		可	不	資	他	粗	直	委	許	無				126,295	101,555	4,496	
	安中市	56,178	56,178		可	不	資			直	委	許		従			20,250	16,044	818	
	藤岡市	63,751	63,751		可	不	資	他	粗	直	委	許	無				27,145	18,550	524	
	上野村	1,136	1,136		可	不	資		粗	直				従			347	137		
	神流町	1,707	1,707		可	不	資	他		直				従			508	341		
	富岡市	47,172	47,172		可	不	資				委		無				17,365	12,714	434	
	甘楽町	12,821	12,821		可	不	資	他			委	許		従			2,830	1,914	105	
	下仁田町	6,711	6,711		可	不	資	他	粗		委			従			1,866	1,140	55	
南牧村	1,622	1,622		可	不	資	他	粗		委			従			475	301	15		
吾妻	中之条町	15,293	15,293		可	不	資		粗		委	許		従			5,805	3,376	128	
	高山村	3,515	3,515		可	不	資		粗		委	許		従			1,083	696	26	
	東吾妻町	12,979	12,979		可	不	資		粗		委	許		従			4,594	2,927	84	
	長野原町	5,409	5,409		可	不	資		粗		委	許		従			2,236	1,562	174	
	嬭恋村	9,549	9,549		可	不	資		粗		委	許		従			4,073	3,285	306	
	草津町	6,188	6,188		可	不	資				委	許	無				4,191	2,753	168	
利根 沼田	沼田市	46,175	46,175		可	不	資		粗	直	委	許	無				17,766	11,411	515	
	川場村	3,181	3,181		可	不	資	他	粗		委	許			他		1,168	502	11	
	昭和村	7,111	7,111		可	不	資	他	粗	直	委	許		従			2,185	1,219	59	
	片品村	4,207	4,207		可	不	資	他			委		無				2,095	917	36	
	みなかみ町	18,053	18,053		可	不	資	他			委	許		従			5,797	3,354	188	
東部	太田市	223,383	222,847	536	可	不	資	他	粗	直	委	許		従			79,156	61,373	1,243	
	館林市	75,091	75,091		可	不	資		粗		委	許	無				25,637	19,880	317	
	板倉町	14,118	14,118		可	不	資				委	許	無				4,073	2,956	41	
	明和町	10,999	10,999		可	不	資	他	粗	直	委	許			他		3,235	2,173	47	
	千代田町	11,132	11,132		可	不	資		粗		委	許	無				4,647	3,632	130	
	大泉町	41,770	41,770		可	不	資				委	許	無				15,060	12,846	459	
	邑楽町	26,044	26,044		可	不	資			直	委	許	無				8,683	7,090	196	
	桐生市	106,808	106,808		可	不	資		粗	直	委	許	無				40,051	30,371	805	
	みどり市	49,895	49,895		可	不	資	他	粗	直	委		無				17,854	13,920	263	

注 処理過程において、焼却残さの資源化、堆肥化や固形燃料(RDF)化等による減量又は残さの発生がある場合には、総処理量は、次のようになる。
 $リ = \text{ヌ} + \text{ル} + \text{ヲ} - (\text{焼却残さの資源化量}) + (\text{堆肥化による減量化量及び残さ量}) + (\text{固形燃料化による減量化量及び残さ量}) + (\text{その他処理による減量化量及び残さ量})$

収 集 量			直接搬入量	集団回収量	総処理量	焼却量	焼却以外 中間処理量	埋立量 焼却灰 除く	資源化量	自家処理量 (推計)	1人1日 排 出 量 自家処理 量 除く t/(A*365)
粗大ごみ	資源ごみ	その他の ごみ									
ニ t/年	ホ t/年	ヘ t/年	ト t/年	チ t/年	リ(注) t/年	ヌ t/年	ル t/年	ヲ t/年	リ t/年	カ t/年	g/人・日
8,101	42,438	1,244	77,872	21,075	667,000	568,206	73,667	754	24,373	299	968
1,574	6,269	223	9,184	6,197	105,517	88,110	12,622	13	4,772		917
2,969	4,726	148	4,624	581	73,439	62,359	8,429		2,651		954
2	784		1,475	354	12,758	10,522	1,837		399		995
288	447		9,980	1,959	28,969	26,923	2,036		10		1,128
61	128		641	71	4,294	3,812	375		107		820
76	131		1,676	274	7,164	6,708	456				905
499	8,341		7,227	4,177	122,118	105,175	10,998	558	5,387		932
1	536		1,967	884	19,366	17,736	990		640		988
14	1,171	2	5,756	1,128	26,017	22,631	3,386				1,167
95	52			63	284	137	147				837
	119		48		508		508				815
	1,449		1,879	889	16,476	13,960	1,889		627		1,009
11	529		271		2,830	2,196		105	529		605
	88		554	29	1,837	1,618	171		48		762
	27		117	15	460	405	43		12		802
7	417		1,824	53	5,752	4,851	588		313		1,040
	76		260	25	1,058	896	106		56		844
	329		1,215	39	4,555	3,867	452		236		970
48	153		257	42	2,194	1,808	233		153		1,133
104	267		110	1	4,072	3,410	395		267		1,169
	405		842	23	4,168	3,416	752				1,856
	1,838		3,647	355	17,411	14,787	760	26	1,838		1,054
13	129		513		1,168	1,015	13	11	129		1,006
			552	355	1,830	1,771	59				842
	73		1,069		2,095	1,838	109		148		1,364
26	437	613	1,100	79	5,718	974	4,670		74		880
1,214	4,170	143	9,385	1,628	77,527	66,186	11,168		173	172	971
22	2,832	24	2,007	555	25,082	21,303	2,128		1,651		935
	494		520	62	4,011	3,211	411	41	348		790
39	719		215	42	3,193	2,379	86		728		806
87	429	7	353	9	4,621	3,690	381		550	127	1,144
178	687	27	789	74	15,032	13,205	1,247		580		988
87	372	17	891	30	8,653	7,170	1,483				913
287	3,285	24	4,775	504	39,547	34,376	3,240		1,931		1,027
399	529	16	2,149	578	17,276	15,761	1,499		16		980

表－２－９ ごみ焼却施設の状況（令和３年度）

No.	環 境 (森林) 事務所	地方公共団体名	施 設 名	利 用 市 町 村 ()は委託
1	中 部	前橋市	前橋市六供清掃工場	前橋市
2		伊勢崎市	伊勢崎市清掃リサイクルセンター２１	伊勢崎市
3		玉村町	玉村町クリーンセンター	玉村町
4		渋川地区広域市町村圏 振興整備組合	渋川地区広域圏清掃センター	渋川市・榛東村・吉岡町
5	西 部	高崎市	高浜クリーンセンター	高崎市
6		高崎市	吉井クリーンセンター	高崎市
7		安中市	碓氷川クリーンセンターごみ処理施設	安中市
8		藤岡市	藤岡市清掃センター	藤岡市
9		富岡市	富岡市清掃センター	富岡市・(甘楽町)
10		甘楽西部環境衛生施設組合	甘楽西部環境衛生施設組合清掃センター	下仁田町・南牧村・(上野村)
11	吾 妻	吾妻東部衛生施設組合	吾妻東部衛生センター可燃ごみ処理施設	中之条町・高山村・東吾妻町
12		西吾妻環境衛生施設組合	西吾妻環境衛生センターごみ焼却処理施設	長野原町・嬭恋村 ・中之条町六合区域
13		草津町	草津町クリーンセンター	草津町
14	利 根	沼田市外二箇村清掃施設組合	沼田市外二箇村清掃工場	沼田市・川場村・昭和村
15	沼 田	利根東部衛生施設組合	尾瀬クリーンセンター	沼田市・片品村
16	東 部	館林衛生施設組合	たてばやしクリーンセンター	館林市・板倉町・明和町
17		桐生市	桐生市清掃センター	桐生市・(みどり市)・(伊勢崎市)
18		太田市外三町広域清掃組合	太田市外三町広域清掃組合クリーンプラザ	桐生市・(みどり市)・(伊勢崎市)
		計		

施設所在地	処理能力 (t/日)	炉数	処理方式	炉型式	使用開始 年度	余熱利用の状況	発電能 力(kW)	令和3年度実績	
								年間処理量 (t/年度)	運転管理 の体制
前橋市六供町1536	405	3	ストーカ式 (可動)	全連続運転	1991	場内外温水 発電	2,400	89,239	一部委託
伊勢崎市柴町954	210	3	流動床式	全連続運転	2000	場内温水 場内外発電	2,700	58,712	委託
玉村町上福島158-1	90	2	ストーカ式 (可動)	全連続運転	1990	場内外温水	—	10,984	委託
渋川市行幸田3153-2	232.5	2	ストーカ式 (可動)	全連続運転	1993	無し	—	38,461	委託
高崎市高浜町248-1	450	3	ストーカ式 (可動)	全連続運転	1988	場内外温水	場外 (25,000) 、場内 (休止)	98,558	委託
高崎市吉井町多比良4374	30	2	ストーカ式 (可動)	バッチ運転	1992	場内外温水	—	6,514	委託
安中市原市65	135	2	ストーカ式 (可動)	全連続運転	1998	場内外温水	—	17,736	一部委託
藤岡市三本木575-1	120	2	ストーカ式 (可動)	全連続運転	1985	場内外温水	—	22,631	委託
富岡市上高尾187-1	112.5	2	ストーカ式 (可動)	全連続運転	1992	場内外温水	—	17,518	委託
下仁田町下仁田888-2	15	2	ストーカ式 (可動)	バッチ運転	1986	無し	—	2,023	直営
中之条町大字中之条町316-1	50	2	ストーカ式 (可動)	バッチ運転	1990	無し	—	9,874	直営
長野原町与喜屋1610-1	40	2	ストーカ式 (可動)	バッチ運転	1991	無し	—	5,436	一部委託
草津町草津926-1	40	2	ストーカ式 (可動)	バッチ運転	1991	場内外温水	—	3,415	直営
沼田市白岩町226	120	2	ストーカ式 (可動)	全連続運転	1973	場内外温水	—	15,834	委託
片品村菅沼251-10	30	2	ストーカ式 (可動)	バッチ運転	1999	場内温水	—	3,289	直営
館林市苗木町2447-19	100	2	ストーカ式 (可動)	全連続運転	2017	場内外温水	—	27,348	委託
桐生市新里町野461	450	3	ストーカ式 (可動)	全連続運転	1996	場内外温水 場内外発電	4,660	62,849	委託
桐生市新里町野461	330	2	ストーカ式 (可動)	全連続運転	2021	場内発電	9,700	90,251	委託
	2,630							490,421	

表－２－１０ 粗大ごみ処理施設の状況（令和３年度）

No.	環境 (森林) 事務所	地方公共団体名	施設名	利用市町村 ()は委託
1	中部	前橋市	前橋市荻窪清掃工場	前橋市
2		前橋市	前橋市富士見クリーンステーション	前橋市
3		伊勢崎市	伊勢崎市清掃リサイクルセンター21 リサイクルプラザ	伊勢崎市
4		渋川地区広域市町村圏振興整備組合	渋川地区広域圏清掃センター粗大ごみ処理施設	渋川市・榛東村・吉岡町
5	西部	高崎市	高浜クリーンセンター粗大ごみ処理施設	高崎市
6		高崎市	吉井クリーンセンター粗大ごみ処理施設	高崎市
7		安中市	碓氷川クリーンセンター粗大ごみ処理施設	安中市
8		藤岡市	藤岡市清掃センター粗大ごみ破砕施設	藤岡市
9	吾妻	吾妻東部衛生施設組合	吾妻東部衛生センター粗大ごみ処理施設	中之条町・高山村・東吾妻町
10		西吾妻環境衛生施設組合	西吾妻環境衛生センター 粗大ごみ不燃ごみ処理施設	長野原町・嬭恋村・中之条町六合区域
11	利根田	みなかみ町	奥利根アムニティパークリサイクルプラザ	みなかみ町
12	東部	太田市外三町広域清掃組合	太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ	太田市・千代田町・大泉町・邑楽町
13		館林衛生施設組合	いたくらリサイクルセンター	館林市・板倉町・明和町
14		桐生市	桐生市清掃センター粗大ごみ処理施設	桐生市・(みどり市)・(伊勢崎市)
		計		

表－２－１１ 資源化等施設（粗大ごみ処理施設以外）の状況（令和３年度）

No.	環境 (森林) 事務所	地方公共団体	施設名	利用市町村 ()は委託
1	中部	前橋市	前橋市荻窪清掃工場びん選別処理施設	前橋市
2		前橋市	前橋市ペットボトル選別処理施設	前橋市
3		玉村町	玉村町クリーンセンターリサイクルセンター	玉村町
4		渋川地区広域市町村圏振興整備組合	渋川地区広域圏清掃センター リサイクルセンター	渋川市・榛東村・吉岡町
5	西部	高崎市	高浜クリーンセンターリサイクルセンター	高崎市
6		藤岡市	藤岡市清掃センター飲料容器資源化施設	藤岡市
7			鬼石資源化センターリサイクルプラザ	藤岡市
8		神流町	リサイクルセンター	神流町
9		富岡市	富岡市資源化センター	富岡市
10		甘楽西部環境衛生施設組合	甘楽西部環境衛生施設組合リサイクルセンター	下仁田町・南牧村
11	利根田	利根東部衛生施設組合	尾瀬クリーンセンターリサイクルプラザ	沼田市・片品村
12	東部	桐生市	桐生市清掃センターリサイクルセンター	桐生市・(みどり市)・(伊勢崎市)
		計		

表－２－１２ 堆肥化施設の状況（令和３年度）

No.	環境 (森林) 事務所	地方公共団体名	施設名	利用市町村 ()は委託
1	西部	上野村	上野村堆肥センター	上野村
2	利根田	みなかみ町	みなかみ町資源リサイクルセンター	みなかみ町
		計		

表－２－１３ ごみ燃料化（RDF）施設の状況（令和３年度）

No.	環境 (森林) 事務所	地方公共団体名	施設名	利用市町村 ()は委託
1	西部	神流町	クリーンセンター	神流町
2	利根田	みなかみ町	奥利根アムニティパーク固形燃料化施設	みなかみ町
		計		

施設所在地	処理能力 (t/日)	処理対象廃棄物	処理方式	使用開始 年度	令和3年度実績		
					年間処理量 (t/年度)	資源化物回収量 (t/年度)	運転管理
前橋市荻窪町677	99	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ	併用	1992	6,909	3,004	一部委託
前橋市富士見町石井1873-2	18	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ	併用	1998	1,026	719	一部委託
伊勢崎市柴町954	54	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ	併用	2000	5,621	1,832	委託
渋川市行幸田3153-2	40	粗大ごみ、不燃ごみ	併用	1993	2,268	669	委託
高崎市高浜町248-1	55	粗大ごみ、不燃ごみ	併用	1988	6,687	1,635	委託
高崎市吉井町多比良4374	6	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ	併用	1992	778	120	委託
安中市原市65	20	粗大ごみ、不燃ごみ	併用	1998	990	511	一部委託
藤岡市三本木575-1	40	粗大ごみ、不燃ごみ	併用	1985	1,702	385	委託
中之条町大字中之条町316-1	20	粗大ごみ、不燃ごみ、その他、 資源ごみ	併用	1992	902	665	直営
長野原町与喜屋1610-1	24	粗大ごみ、不燃ごみ	併用	1994	657	211	一部委託
みなかみ町布施2806-1	13	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ	併用	1998	1,491	774	委託
太田市細谷町604-1	73	粗大ごみ、不燃ごみ、その他、 資源ごみ	併用	2004	9,221	5,341	委託
板倉町大字板倉3427-7	5	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ	破砕	2017	1,660	1,406	委託
桐生市新里町野461	80	粗大ごみ、不燃ごみ、その他、 資源ごみ	併用	1996	5,142	1,711	委託
	547				45,054	18,983	

施設所在地	処理能力 (t/日)	処理対象廃棄物	処理内容	使用開始 年度	令和3年度実績		
					年間処理量 (t/年度)	資源化物回収量 (t/年度)	運転管理
前橋市荻窪町677	18	ガラス類	選別	1996	1,961	1,924	委託
前橋市大渡町1-19-4	4	ペットボトル	圧縮・梱包	2000	885	885	委託
玉村町上福島158-1	10	紙類、金属類、ガラス類、その他 資源ごみ、布類、剪定枝、不 燃ごみ、その他	選別・圧縮	1990	1,837	1,364	委託
渋川市行幸田3153-2	4.9	ペットボトル、ガラス類	選別・圧縮	2000	599	599	委託
高崎市高浜町248-1	68.5	紙類、金属類、ガラス類、ペッ トボトル	選別・圧縮・梱包	1998	3,914	2,650	委託
藤岡市三本木575-1	12.3	紙類、金属類、ガラス類、その他 資源ごみ、ペットボトル、その他	選別・圧縮・梱包	1997	1,123	1,170	一部委託
藤岡市三波川349-3	5	金属類、不燃ごみ、粗大ごみ	破砕・選別・圧縮・梱包	1999	512	187	委託
神流町尾附289-1	6.05	紙類、金属類、ガラス類、その他 資源ごみ、ペットボトル、プラス チック、布類、不燃ごみ、粗大ご み	選別	2001	168	168	直営
富岡市上高尾187-1	33	金属類、ガラス類、ペットボトル、 プラスチック、粗大ごみ	破砕・選別・圧縮・梱包	2002	1,889	1,138	一部委託
下仁田町下仁田888-2	4.5	紙類、金属類、ガラス類、ペッ トボトル、プラスチック、不燃 ごみ、粗大ごみ	破砕・選別・圧縮・梱包	2002	184	141	直営
片品村菅沼251-10	12	紙類、金属類、ガラス類、ペッ トボトル、不燃ごみ、粗大ごみ	破砕・選別・圧縮・梱包	1999	207	143	直営
桐生市新里町野461	1.6	ペットボトル	選別・圧縮・梱包	2000	419	386	委託
	179.85				13,698	10,755	

施設所在地	処理能力 (t/日)	処理対象廃棄物	処理内容	使用開始 年度	令和3年度実績		
					年間処理量 (t/年度)	資源化物回収量 (t/年度)	運転管理
上野村乙母981	14	家庭系生ごみ	堆肥化	1999	52	52	直営
みなかみ町西峰須川1258-5	15.7	家庭系生ごみ、事業系生ごみ、 その他	堆肥化	2004	4,331	1,861	委託
	29.7				4,383	1,913	

施設所在地	処理能力 (t/日)	処理対象廃棄物	処理内容	使用開始 年度	令和3年度実績		
					年間処理量 (t/年度)	燃料等 製造量 (t/年度)	運転管理
神流町尾附289-1	6	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ご み、プラスチック類、粗大ご み	破砕・乾燥・固形	1999	341	143	直営
みなかみ町布施2806-1	40	可燃ごみ、生ごみ（厨芥類）、 プラスチック類	破砕・乾燥・固形	1998	2,672	1,566	委託
	46				3,013	1,709	

表－2－14 一般廃棄物最終処分場の状況（令和3年度）

*埋め立て終了前の施設

No.	環 境 (森林) 事務所	地方公共団体名	施 設 名	利 用 市 町 村 ()は委託	施設所在地
1	中 部	前橋市	前橋市最終処分場	前橋市	前橋市荻窪町553-3
2		前橋市	前橋市富士見最終処分場	前橋市	前橋市富士見町石井1873-2
3		伊勢崎市	伊勢崎市一般廃棄物最終処分場（第3期）	伊勢崎市	伊勢崎市東上之宮町984
4		伊勢崎市	伊勢崎市一般廃棄物最終処分場（第4期）	伊勢崎市	伊勢崎市阿弥大寺町字西田25-3
5		渋川地区広域市町村圏振興整備組合	渋川地区広域圏清掃センター小野上処分場	渋川市・榛東村・吉岡町	渋川市小野子3665
6		渋川地区広域市町村圏振興整備組合	渋川地区広域圏清掃センターエコ小野上処分場	渋川市・榛東村・吉岡町	渋川市小野子3665
7	西 部	高崎市	高崎市一般廃棄物最終処分場	高崎市	高崎市吉井町上奥平2109
8		高崎市	エコパーク榛名	高崎市	高崎市上室田町1850
9		多野藤岡広域市町村圏振興整備組合	緑塾クリーンセンター	藤岡市・高崎市	藤岡市緑塾147-1
10		富岡市	富岡市一般廃棄物最終処分場（桑原）	富岡市・（甘楽町）	富岡市桑原559
11		富岡市	富岡市一般廃棄物最終処分場（上高尾）	富岡市・（甘楽町）	富岡市上高尾字寺入283-4番地先
12		甘楽町	甘楽町一般廃棄物最終処分場（白倉）	甘楽町	甘楽町白倉2284
13		甘楽西部環境衛生施設組合	甘楽西部環境衛生施設組合クリーンポケット	下仁田町・南牧村・（上野村）	下仁田町吉崎656
14	吾 妻	吾妻東部衛生施設組合	吾妻東部衛生センター一般廃棄物最終処分場	中之条町・高山村・東吾妻町	中之条町横尾1700
15		西吾妻環境衛生施設組合	西吾妻環境衛生施設組合一般廃棄物最終処分場	長野原町・嬭恋村・中之条町六合区域	長野原町与喜屋1124-82
16	利 根 沼 田	沼田市	沼田市一般廃棄物最終処分場（上川田）	沼田市	沼田市上川田町字日影
17		利根東部衛生施設組合	尾瀬クリーンセンター一般廃棄物最終処分場	沼田市・片品村	沼田市利根町根利1536-3
18	東 部	館林市	館林市一般廃棄物最終処分場	館林市	館林市苗木町2495-1
19		館林衛生施設組合	めいわエコパーク	館林市、板倉町、明和町	明和町千津井1019番1外
20		大泉町外二町環境衛生施設組合	大泉町外二町環境衛生施設組合一般廃棄物最終処分場	千代田町・大泉町・邑楽町	邑楽町狸塚1731-1
21		桐生市	桐生市汚泥最終処分場	桐生市・（みどり市）	桐生市相生町3-801-27
22		桐生市	桐生市清掃センター最終処分場	桐生市・（みどり市）・（伊勢崎市）	桐生市新里町野461
		計			

埋立場所	総面積 (m ²)	埋立地面積 (m ²)	全体容積 (m ³)	処理対象廃棄物	埋立開始 年度	埋立終了 予定年度	令和3年度末 残余容量 (m ³)	令和3年度 埋立容量 (m ³ /年度)	運転管理
山間	79,151	46,700	383,000	焼却残渣(主灰), その他, 焼却残渣(飛灰), 破碎ごみ・処理残渣	2003	2031	160,852	8,623	一部委託
山間	37,330	8,020	59,080	焼却残渣(主灰), その他, 焼却残渣(飛灰), 破碎ごみ・処理残渣	1997	2027	16,438	1,484	一部委託
平地	35,100	24,760	110,300	焼却残渣(主灰), 焼却残渣(飛灰), 破碎ごみ・処理残渣	2002	2019	0	0	一部委託
平地	44,100	23,800	159,100	焼却残渣(主灰), 焼却残渣(飛灰), 破碎ごみ・処理残渣	2019	2034	135,579	5,541	一部委託
山間	29,510	15,000	95,000	焼却残渣(主灰), 焼却残渣(飛灰), 破碎ごみ・処理残渣	1993	2011	0	0	委託
山間	22,080	6,730	70,000	焼却残渣(主灰), 焼却残渣(飛灰), 破碎ごみ・処理残渣	2015	2030	33,727	4,670	委託
山間	126,524	100,000	940,000	不燃ごみ, その他	1974	2023	33,716	994	一部委託
山間	124,201	37,500	438,000	焼却残渣(主灰), その他, 焼却残渣(飛灰), 破碎ごみ・処理残渣	2001	2023	100,993	21,678	一部委託
平地	38,113	25,500	121,350	焼却残渣(主灰), 焼却残渣(飛灰), 破碎ごみ・処理残渣	1999	2023	32,148	2,441	委託
山間	44,400	20,100	211,806	焼却残渣(主灰), 不燃ごみ, 焼却残渣(飛灰), 破碎ごみ・処理残渣, 粗大ごみ	1979	2012	0	0	委託
山間	88,738	26,224	266,556	焼却残渣(主灰), 焼却残渣(飛灰), 破碎ごみ・処理残渣	2005	2054	224,620	1,149	委託
山間	29,500	6,100	24,485	不燃ごみ	1999	2028	5,703	312	委託
山間	17,600	7,100	24,600	焼却残渣(主灰)	2001	2025	8,276	411	直営
平地	16,096	4,128	27,000	焼却残渣(主灰), その他, 焼却残渣(飛灰), 破碎ごみ・処理残渣	2008	2022	5,059	1,286	直営
山間	18,000	16,660	102,330	焼却残渣(主灰), 焼却残渣(飛灰), 破碎ごみ・処理残渣	1996	2031	60,653	1,560	直営
山間	46,000	12,000	89,900	不燃ごみ	1990	2025	981	0	一部委託
山間	29,000	4,000	21,000	焼却残渣(主灰), 不燃ごみ, 焼却残渣(飛灰)	2000	2028	5,829	632	委託
平地	15,402	11,370	80,000	焼却残渣(主灰), 焼却残渣(飛灰), 破碎ごみ・処理残渣	1993	2023	6,826	0	一部委託
平地	21,307	2,633	19,000	焼却残渣(主灰)	2018	2025	16,682	786	委託
平地	65,881	23,600	150,000	焼却残渣(主灰), 焼却残渣(飛灰)	1997	2031	28,568	3,518	委託
平地	5,459	4,529	25,678	焼却残渣(主灰)	1993	2031	9,739	112	一部委託
平地	46,050	46,050	446,370	焼却残渣(主灰), その他, 焼却残渣(飛灰), 破碎ごみ・処理残渣	1997	2038	123,863	7,387	委託
	979,542	472,504	3,864,555				1,010,252	62,584	

表 2-15 ごみ処理経費の状況 (令和3年度)

(単位：千円)

環境 (森林) 事務所	市町村等別	建設・ 改良費		処理及び 維持管理費		人件費 D	処理費 E=F+G+H	収集運搬費			中間処理費 G	最終処分費 H	車両購入費 I	委託費 J	組合分担金 K	調査研究費 L	その他			計 N
		A	B	C=D+E+F+H+K+L	F			G	M	N										
中 部	市町村等計(47)	7,633,986	7,621,742	23,798,894	2,852,826	4,538,918	385,641	3,639,250	514,027	5,060	13,344,567	3,050,645	6,878	1,171,024	29,541,015					
	前橋市	249,521	249,521	2,834,326	779,422	378,182	28,563	223,635	125,984		1,676,722			98,764	3,182,611					
	伊勢崎市	5,500	5,500	1,901,136	124,988	459,905	14,063	388,563	57,279		1,316,243				1,906,636					
	玉村町			653,686	13,984	207,055	36	207,019			432,647			1,633	655,319					
	渋川広域市町村圏広域整備組合			686,982	44,410	395,189		368,487	26,702		247,383			8,000	694,982					
	渋川市			625,609	74,035	9,757	9,757				245,418	296,399		81,452	410,662					
	榛東村			85,347							22,863	62,484			22,863					
	吉岡町			130,636							43,142	87,494			43,142					
	高崎市	7,102,529	7,102,529	3,283,560	571,187	1,074,419	13,188	947,204	114,027		1,613,657	24,297		710,535	11,072,327					
	安中市			584,105	57,474	134,199		133,932	267		392,432			8,343	592,448					
多野藤岡広域市町村圏広域整備組合			57,243	9,105	22,061			22,061		26,077			2,441	59,684						
藤岡市	170,500	170,500	778,844	112,564	206,207	12,875	188,208	5,124		424,686	35,387		11,798	925,755						
上野村			27,832	1,020	9,869		9,869			16,943				27,832						
神流町			58,423	14,703	30,670	3,288	27,382			13,050				58,423						
群馬甘楽広域市町村圏広域整備組合																				
富岡市			507,463	50,109	151,402	2,092	140,936	8,374		305,952				507,463						
甘楽町			155,024							155,024				155,024						
甘楽西部環境衛生施設組合	13,662	13,662	120,875	44,566	40,669		31,294	9,375		35,640				134,537						
下仁田町	8,571	8,571	75,836											75,836						
南牧村	3,673	3,673	32,501											32,501						
吾妻東部衛生施設組合			451,422	117,090	152,892		144,441	8,451		175,095				498,709						
中之条町			185,266											185,266						
高山村			43,955											43,955						
東吾妻町			144,326											144,326						
西吾妻衛生施設組合																				
西吾妻環境衛生施設組合			385,043	92,220	150,700		133,428	17,272		142,123				441,413						
長野原町			122,584											122,584						

3 令和3年度 一般廃棄物処理施設整備費等 国庫補助金等の状況

ア 循環型社会形成推進交付金

(1) 交付対象者

人口5万人以上又は面積400平方キロメートル以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体。

ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備に限り必要と認めた地域については人口又は面積にかかわらず対象とする。

(2) 交付期間

交付対象事業が実施される年度から概ね5年以内とする。

(3) 交付限度額

交付対象事業の種類に応じ、交付対象事業に要する費用に1/3又は1/2を乗じて得た額を合算した額。

(4) 交付対象事業

交付対象事業	交付限度額を算出する場合の要件
1 マテリアルリサイクル推進施設	施設の新設、増設に要する費用
2 エネルギー回収型廃棄物処理施設	同上
3 エネルギー回収推進施設 (平成25年度以前に着手し、平成26年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第18項の事業を平成25年度に実施している場合に限る。)	同上
4 高効率ごみ発電施設 (平成25年度以前に着手し、平成26年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第18項の事業を平成25年度に実施している場合に限る。)	同上
5 廃棄物運搬中継施設	同上
6 有機性廃棄物リサイクル推進施設	同上
7 最終処分場 (可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。)	同上
8 最終処分場再生事業	事業に要する費用
9 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(交付率1/3)	同上
10 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(交付率1/2) (し尿処理施設に限る。)	同上
11 漂流・漂着ごみ処理施設	施設の新設、増設に要する費用
12 コミュニティ・プラント	同上
13 浄化槽設置整備事業	事業に要する費用
14 公共浄化槽等整備推進事業	同上
15 廃棄物処理施設基幹的設備改造 (沖縄県のみ交付対象)	設置後原則として7年以上経過した機械及び装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復させる改造に係る事業に要する費用
16 可燃性廃棄物直接埋立施設 (沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象)	施設の新設、増設に要する費用
17 焼却施設(熱回収を行わない施設に限る。沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象)	同上
18 施設整備に関する計画支援事業	廃棄物処理施設整備事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等に要する費用

表-2-16 令和3年度循環型社会形成推進交付金事業実績 (廃棄物処理施設)

事業主体名	地域計画期間	事業概要	施設区分	施設名	総事業費 千円	交付基本額 千円	交付金額 千円	工期	交付限度	
									限度額 1/2 該当根拠	交付 限度額
前橋市	29-R3	施設整備に関する計画支援事業	最終処分場		18,867	18,867	5,943	R2-R8	事業費 ×1/3	—
高崎市	R3-R9	マテリアルリサイクル推進施設	リサイクルセンター	高浜クリーンセンター	741,143	741,143	264,288	30-R6	事業費 ×1/3	—
		高効率ごみ発電施設(1/2)	ごみ焼却施設	高浜クリーンセンター	3,688,700	3,688,700	1,700,137	30-R6	事業費 ×1/2	高効率発電施設整備
					6,005,348	1,506,812	1,154,683	30-R6	事業費 ×1/3	—
最終処分場	—	エコパーク様名	22,880	14,956	4,985	R3	事業費 ×1/3	—		
館林衛生施設 組合	30-R4	施設整備に関する計画支援事業	し尿処理施設	館林環境センター	4,950	4,950	1,650	R2-R5	事業費 ×1/3	—
		基幹的設備改良事業(1/3)	し尿処理施設	館林環境センター	108,658	77,782	25,927	R3-R4	事業費 ×1/3	—
		合計			6,901,846	6,053,210	3,157,613	—	—	—

※表中、総事業費は当年度の総事業費

イ 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）

（１）交付対象者

人口５万人以上又は面積400平方キロメートル以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体。

ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域及び過疎地域にある市町村を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。

（２）交付期間

交付対象事業が実施される年度から概ね５年以内とする。

（３）交付限度額

交付対象事業の種類に応じ、交付対象事業に要する費用に $1/3$ 又は $1/2$ を乗じて得た額を合算した額。

（４）交付対象事業

交付対象事業	交付限度額を算出する場合の要件
1 エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	二酸化炭素排出抑制に資する廃棄物処理施設の整備に必要な工事及び附帯する事務に要する費用
2 廃棄物処理施設への先進的設備導入事業	廃棄物処理施設の二酸化炭素排出抑制に資する先進的設備の導入に必要な工事及び附帯する事務に要する費用
3 施設整備に関する計画支援事業	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業及び廃棄物処理施設への先進的設備導入事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等に要する費用

表一 2-17 令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金事業実績 (廃棄物処理施設)

事業主体名	地域計画期間	事業概要	施設区分	施設名	総事業費 千円	交付基本額 千円	交付金額 千円	工期	交付限度	
									交付限度額	限度額 1/2 該当根拠
実績なし										
合計					0	0	0			

4 指定廃棄物の処理の状況

表－2－18 群馬県における指定廃棄物処理の状況

平成 24 年 4 月	・ 指定廃棄物処理に係る協力要請 [環境省→県]
平成 25 年 4 月	・ 第 1 回群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議 [主催:環境省]
7 月	・ 第 2 回群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議 [主催:環境省]
平成 26 年 3 月 ～ 6 月	・ 県内市町村個別訪問 [環境省、県] 指定廃棄物処理に係る説明等 (県内処理の考え方、処理の安全性等)
平成 28 年 3 月	・ 群馬県指定廃棄物の処理に係る関係市村担当部課長説明会 [主催:環境省] 指定解除の仕組み案の説明、他県状況や県内の一時保管状況の説明
平成 28 年 12 月	・ 第 3 回群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議 [主催:環境省] 安全に処理がなされるまで国として全面的に責任を持って対応することが表明されたことを受け、現地保管継続・段階的処理の方針が決定

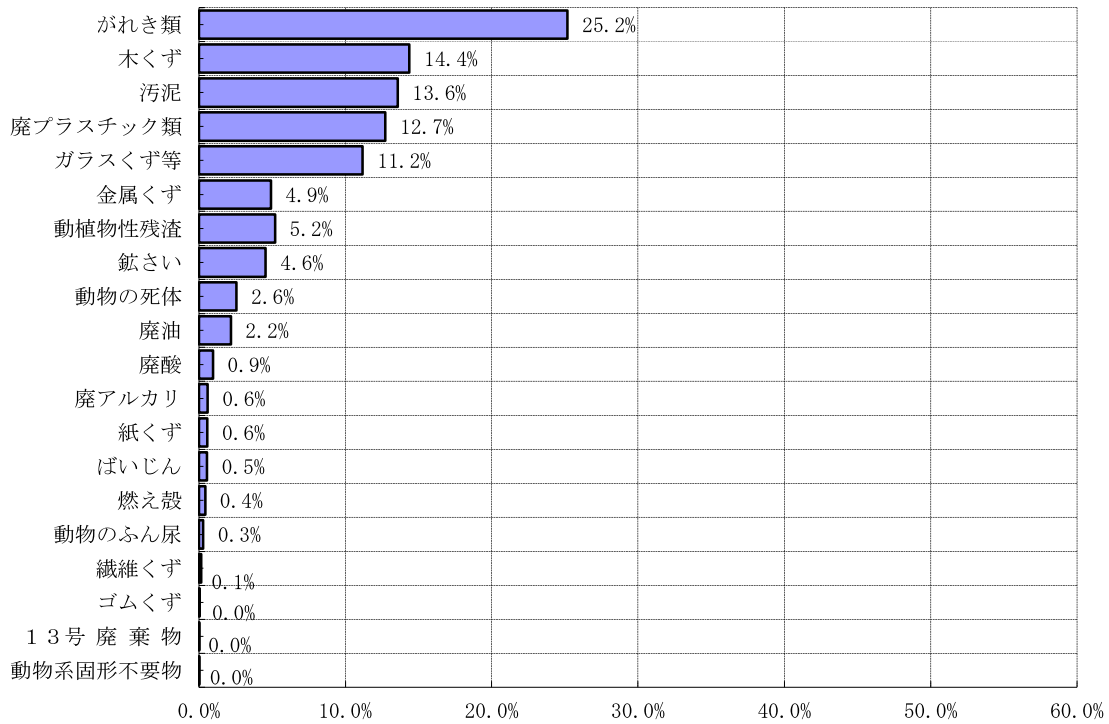
第2節 産業廃棄物関係

1 産業廃棄物処理業者による処理状況

図-2-3 県内産業廃棄物の収集運搬量の種類別構成比（平成29年度）

(1) 産業廃棄物

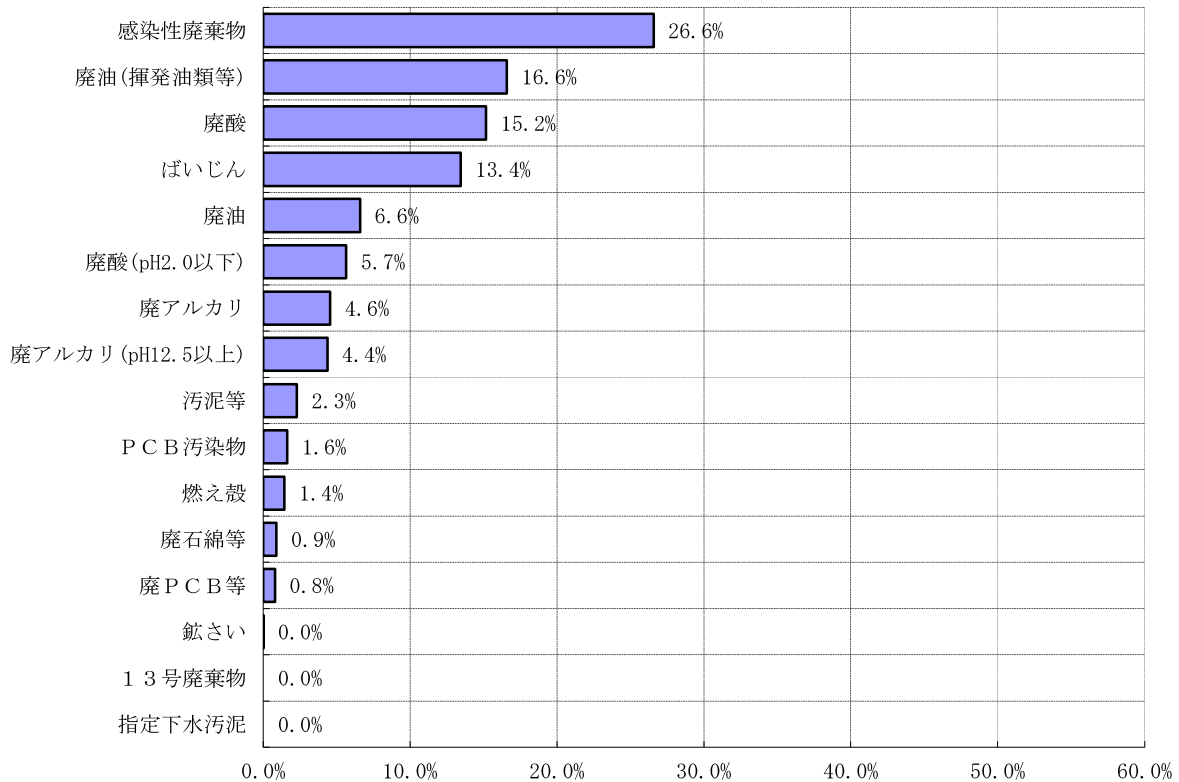
(収集運搬業者からの報告の集計)



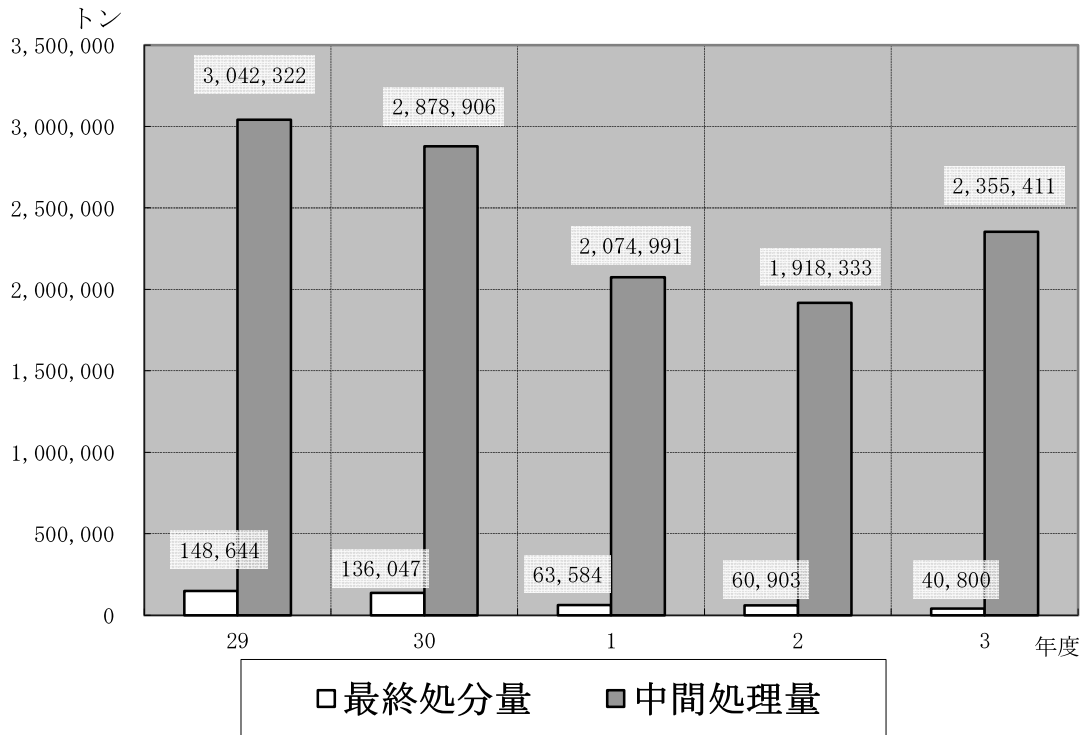
注1「13号廃棄物」は、廃棄物処理法施行令第2条第13号の廃棄物を示す。(以下同じ。)

(2) 特別管理産業廃棄物

(収集運搬業者からの報告の集計)



図－２－４ 県内処分量の推移（最終処分量と中間処理量の比較）
 （最終処分業者及び中間処理業者からの実績報告の集計）



図－２－５ 県内搬入量及び県外搬出量の推移
 （収集運搬業者からの実績報告の集計）

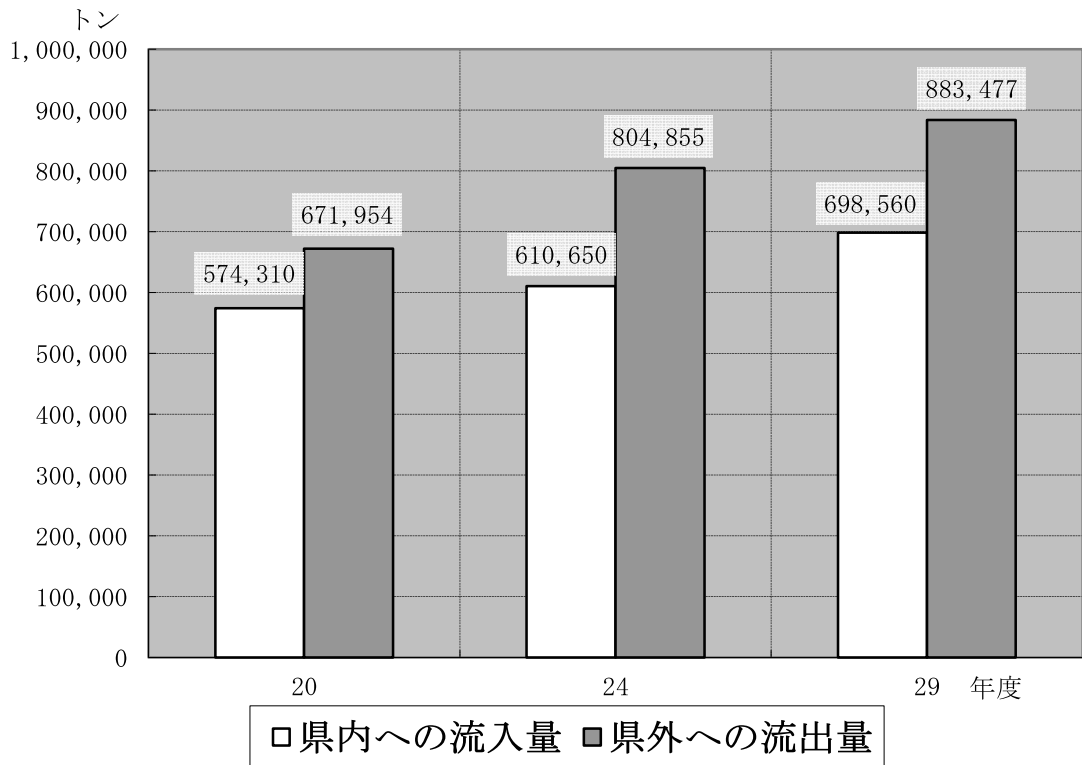


表 2-19 県内最終処分業者の処分状況（令和3年度）

（最終処分業者からの実績報告の集計 単位：トン）

産業廃棄物の種類	最終処分量計	県内物の量	県外物の量	内 訳														
				茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	長野県	静岡県	その他					
燃 え 殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚 泥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃プラスチック類	17,515	2,328	15,186	419	1,085	10,345	223	2,186	666	95	39	128	0	0	0	0	0	0
紙 く ず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木 く ず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繊 維 く ず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動植物性残さ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴ ム く ず	14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金 属 く ず	40	7	33	0	2	21	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガラスくず等	9,182	2,996	6,186	463	869	3,071	77	1,377	210	2	98	20	0	0	0	0	0	0
鋳 さ い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
が れ き 類	14,050	4,800	9,250	414	864	3,105	583	2,428	1,601	19	181	0	55	0	0	0	0	0
ば い じ ん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
感染性廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	40,800	10,145	30,656	1,296	2,820	16,542	883	6,000	2,477	116	317	148	55	0	0	0	0	0

注1 各項目量は概数であるため、合計が合わない場合がある。
 2 廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類については石綿含有廃棄物を含む。

表一 2-20 県内中間処理業者の処分状況（令和3年度）

(1) 産業廃棄物

(中間処理業者からの実績報告の集計 単位：トン)

産業廃棄物の種類	中間処分量計	県内物の量	県外物の量	内 訳										その他			
				福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	山梨県		長野県	静岡県	
燃え殻	309	60	249	0	19	74	145	7	2	0	0	0	0	2	0	0	0
汚泥	47,963	33,443	14,520	33	706	2,103	4,102	1,867	3,841	154	575	0	0	24	1,089	1	25
廃油	54,055	25,855	28,200	1,859	2,244	5,410	11,175	96	692	151	508	6	498	5,450	6	105	
廃酸	712	35	678	0	10	4	625	0	4	32	0	0	2	0	0	1	
廃アルカリ	2,433	687	1,746	0	57	137	443	63	74	38	11	889	0	6	5	23	
廃プラスチック類	149,259	78,448	70,811	331	6,029	15,532	29,346	2,820	7,062	3,645	735	0	164	3,230	5	1,913	
紙くず	6,414	2,904	3,510	0	80	332	2,498	25	429	47	2	0	0	93	0	7	
木くず	757,511	189,630	567,881	354,766	13,276	40,545	106,410	8,749	25,291	5,926	1,338	0	395	6,376	4,807	2	
繊維くず	3,180	672	2,509	0	67	261	1,771	14	325	19	6	0	0	45	0	0	
動植物性残さ	12,866	11,839	1,027	0	73	175	448	130	71	3	0	0	0	127	0	0	
ゴムくず	38	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
金属くず	23,904	15,133	8,770	75	262	1,367	2,877	296	1,208	1,188	107	1	45	1,288	38	19	
ガラスくず等	128,457	80,885	47,572	46	1,097	4,087	24,961	3,093	9,807	3,641	27	0	5	807	0	0	
鉱さい	37	18	19	0	0	11	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
がれき類	1,138,647	906,109	232,538	35	1,612	47,386	114,999	3,208	40,196	10,324	357	8	0	14,413	0	0	
ばいじん	19	0	19	0	1	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
動物のふん尿	9,176	9,176	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
13号廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	2,334,982	1,354,933	980,049	357,145	25,532	117,421	299,826	20,368	89,004	25,168	3,665	904	1,135	32,925	4,862	2,094	

注 各項目量は概数であるため、合計が合わない場合がある。

(2) 特別管理産業廃棄物

(中間処理業者からの実績報告の集計 単位：トン)

特別管理産業廃棄物の種類	中間処分量計	県内物の量	県外物の量	内 訳												
				福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	山梨県	長野県	静岡県	その他
廃油(揮発油類等)	1,985	719	1,266	2	24	168	471	2	90	9	465	28	0	5	0	1
廃酸・腐食性	25	12	13	0	0	1	7	0	1	0	0	0	0	0	0	4
廃アルカリ・腐食性	242	178	64	0	0	1	44	0	2	11	0	0	0	0	5	0
感染性廃棄物	11,182	4,269	6,914	0	448	1,778	3,194	100	891	260	0	0	0	241	0	0
特) 廃PCB等	5,871	782	5,089	90	963	240	427	283	1,394	463	124	186	41	240	117	520
特) 燃え殻	443	443	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特) 汚泥	59	44	15	0	1	1	2	0	10	0	0	0	0	0	0	0
特) 廃油	609	183	427	1	58	146	77	37	17	23	26	0	1	16	11	16
特) 廃酸	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
特) 廃アルカリ	9	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特) ばいじん	3	0	3	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
計	20,430	6,637	13,793	94	1,494	2,336	4,223	423	2,406	769	616	214	42	502	133	542

注 各項目量は概数であるため、合計が合わない場合がある。

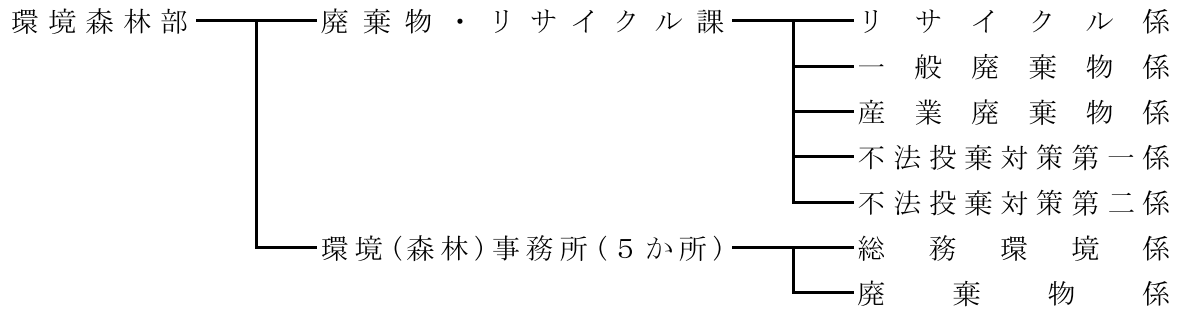
2 産業廃棄物処理施設整備資金融資

表-2-23 産業廃棄物処理施設整備資金融資実績

年度	融資対象施設 (所在地)	融資額 (千円)	利子補給
14	破 碎 施 設 (前橋市)	80,000	無
	破 碎 施 設 (嬭恋村)	70,307	無
	破 碎 施 設 (利根村)	16,800	無
	焼 却 施 設 (富岡市)	70,000	無
	焼 却 施 設 (新里村)	240,000	無
	破 碎 施 設 (太田市)	50,000	無
	焼 却 施 設 (沼田市)	180,000	無
	7件	707,107	0件
15	焼 却 施 設 (赤城村)	40,000	無
	焼 却 施 設 (嬭恋村)	125,000	無
	焼 却 施 設 (沼田市)	147,800	無
	選別圧縮、選別破碎 (高崎市)	70,000	無
	最 終 処 分 場 (新里村)	20,000	無
	破 碎 施 設 (玉村町)	10,000	無
	6件	412,800	0件
16	最 終 処 分 場 (新里村)	150,000	無
	1件	150,000	0件
17	破 碎 施 設 (渋川市)	29,000	無
	破 碎 施 設 (前橋市)	70,000	無
	2件	99,000	0件
18	破 碎 施 設 (伊勢崎市)	47,000	無
	破碎・成型施設 (高崎市)	70,000	無
	最 終 処 分 場 (高崎市)	50,000	無
	破 碎 施 設 (渋川市)	28,500	無
	切断・圧縮施設 (渋川市)	20,000	無
	破 碎 施 設 (富岡市)	32,500	無
	6件	248,000	0件
19	選別・圧縮・梱包施設 (前橋市)	6,000	無
	選別・破碎施設 (沼田市)	70,000	無
	切断破碎、圧縮梱包施設 (沼田市)	70,000	無
	3件	146,000	0件
20	破 碎 施 設 (沼田市)	70,000	無
	破 碎 施 設 (桐生市)	15,000	無
	2件	85,000	0件
21	0件	0	0件
22	混合、油水分離、脱水施設 (高崎市)	69,000	無
	肥 料 化 施 設 (前橋市)	57,970	無
	破 碎 施 設 (沼田市)	42,000	無
	3件	168,970	0件
23	破 碎 施 設 (沼田市)	48,000	無
	1件	48,000	0件
24	破 碎 施 設 (館林市)	70,000	無
	選 別 施 設 (桐生市)	20,000	無
	選別・破碎・圧縮施設 (前橋市)	47,500	無
	3件	137,500	0件
25	0件	0	0件
26	0件	0	0件
27	破碎施設 (藤岡市)	24,500	無
	1件	24,500	0件
28	0件	0	0件
29	0件	0	0件
30	破碎施設 (藤岡市)	25,000	無
	1件	25,000	0件
1	0件	0	0件
2	破碎施設 (伊勢崎市)	48,332	無
	1件	48,332	0件
3	0件	0	0件

参考 組織及び主な分掌事務（令和４年度）

1 廃棄物・リサイクル関係組織



2 廃棄物・リサイクル課の係及び主な分掌事務

係・電話番号	主 な 分 掌 事 務
リサイクル係 (027) 226-2824	<ul style="list-style-type: none"> 自動車リサイクル法に関すること。 容器包装リサイクル法に関すること。 プラスチック資源循環促進法に関すること。 プラスチックごみ「ゼロ」に関すること。 家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に関すること。 資源有効利用促進法に関すること。 ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関すること。 有害使用済機器保管等業者の届出受付に関すること。
一般廃棄物係 (027) 226-2853	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法の施行に関すること。 循環型社会づくり推進に関すること。 循環型社会形成推進交付金に関すること。 災害廃棄物処理対策に関すること。 市町村一般廃棄物処理の広域化及び技術的支援に関すること。 一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理指導に関すること。 浄化槽法及び群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の施行に関すること。 放射性物質汚染対処特別措置法に関すること。 食品ロス「ゼロ」に関すること。
産業廃棄物係 (027) 226-2861	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理施設設置に係る事前協議、許可及び維持管理指導等に関すること。 産業廃棄物処理業に係る許可及び指導等に関すること。 産業廃棄物排出事業者の指導に関すること。 産業廃棄物処理施設確保計画（モデル研究事業）に関すること。 行政処分に関すること。 廃棄物処理施設等専門家会議に関すること。
不法投棄対策 第一係 不法投棄対策 第二係 (027) 226-2865	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄防止対策に関すること。 不法投棄及び不適正処理等に係る監視、調査、指導及び行政処分に関すること。 警察本部、各警察署との連絡調整に関すること。 産業廃棄物不適正処理監視指導員（産廃Gメン）に関すること。 群馬県土砂条例の施行に関すること。
(所在地) (連絡先)	〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 行政庁舎16階南側 メールアドレス: haikirisaka@pref.gunma.lg.jp FAX: (027)223-7292

- ・本書は、次のホームページでも御覧いただけます。

<https://www.pref.gunma.jp/site/sanpai/131370.html>

「群馬県の廃棄物 令和3年度版」

令和5年10月

編集・発行 群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課
